

# ニセコ町公共施設等総合管理計画

(平成 29 年度～平成 38 年度)



北海道 ニセコ町

## 目 次

I	公共施設等総合管理計画策定の目的	1
II	公共施設等総合管理計画策定の内容	2
III	公共施設等総合管理計画の位置づけ	3
IV	本計画の対象となる公共施設等の範囲	4
<b>第1章 公共施設等の現状及び将来見通し</b>		<b>5</b>
1	公共施設（建築物）の状況	
2	インフラ系施設の状況	
3	人口についての今後の見通し	
4	公共施設等の将来の資産更新必要額	
<b>第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針</b>		<b>24</b>
1	計画期間	
2	取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
3	ニセコ町の公共施設等の課題	
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
5	フォローアップの実施方針（公共施設等総合管理計画の見直しの実施方針）	
<b>第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針</b>		<b>39</b>
1	ニセコ町公共施設等マネジメント方針	
2	第5次ニセコ町総合計画・戦略ビジョンに基づく予定事業	
3	公共施設（建築物）の管理に関する基本方針	
4	インフラ系施設の管理に関する基本方針	

## I 公共施設等総合管理計画策定の目的

これまで本町では、行政需要の増大・高度化、また本町らしいまちづくりの取り組みに応じて、学校や町営住宅、コミュニティ施設などの建築物の整備、道路や橋りょう、上下水道等のインフラ整備を進めてきました。

昭和55年の国勢調査で4,567人まで減少した本町の人口も、これら社会基盤やまちづくりの成果などにより、以降、減少することなく推移してきました。特に平成12年の国勢調査からは、国際観光リゾート地としての評価の高まりや「小さな世界都市ニセコ」、「環境創造都市ニセコ」を目指した総合計画に基づく各種の取り組み・実践により、継続した人口増加傾向が続いています。過疎地域の多くの市町村が人口減少する中、人口が増えている稀有な自治体となっています。

今後、過去に整備した建築物やインフラ施設の老朽化の進行や更新時期の到来にあたり、その整備方針を検討する際には、財政状況はもとより将来人口推移に基づく適正規模での適正配置、大規模災害への備え、「環境モデル都市ニセコ」としての率先した環境負荷軽減など、新たな視点での対応が必要とされています。この新たな視点も加えさらに本町の価値を高め将来に継承していくために、本町の公共施設等の改修や更新、新たな整備にあたっては、将来のまちづくりと資産のライフサイクルに基づき、適切な時期に適切な方法で計画的に進めていくことが求められます。

このような状況の中、平成26年4月、内閣府、総務省が主導となって地方公共団体の全てに対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が発出されました。これは「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を図ろうとする国における「インフラ長寿命化基本計画」の趣旨に鑑み、地方公共団体においても速やかな計画策定を要請したものです。

これによりすべての地方公共団体は、建築物、道路や橋りょうなど全ての公共施設等を対象として、10年以上の長期の視点を持った財政見通しとライフサイクルコストに配慮した公共施設等総合管理計画を策定することとなりました。

「ニセコ町公共施設等総合管理計画」は、様々な社会情勢を踏まえ、将来人口推計と公共施設等の全体像のもと、本町が将来にわたり持続的に発展していくため、長期的な視点を持った公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

既存の建物を最大限活用したうえで、地中熱ヒートポンプや太陽光発電などの再生可能エネルギーも導入するなど環境負荷軽減を図り、さらに公民館機能や国際会議場機能も加えた複合型施設として大規模改修したニセコ町民センター



## II 公共施設等総合管理計画策定の内容

二セコ町公共施設等総合管理計画は、下記の総務省「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針（平成 26 年 4 月 22 日総務省）」において示された「総合管理計画に記載すべき事項」に基づいた内容としています。

1. 公共施設等の現況及び将来の見通し
  - (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
  - (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
  - (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
  - (1) 計画期間
  - (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
  - (3) 現状や課題に関する基本認識
  - (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
    - ① 点検・診断等の実施方針
    - ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
    - ③ 安全確保の実施方針
    - ④ 耐震化の実施方針
    - ⑤ 長寿命化の実施方針
    - ⑥ 統合や廃止の推進方針
    - ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
  - (5) フォローアップの実施方針
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

※公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆる  
 ハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、  
 斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。

維持管理：施設、設備、構造物等の機能維持のための必要となる点検・調査、補修などをいう。

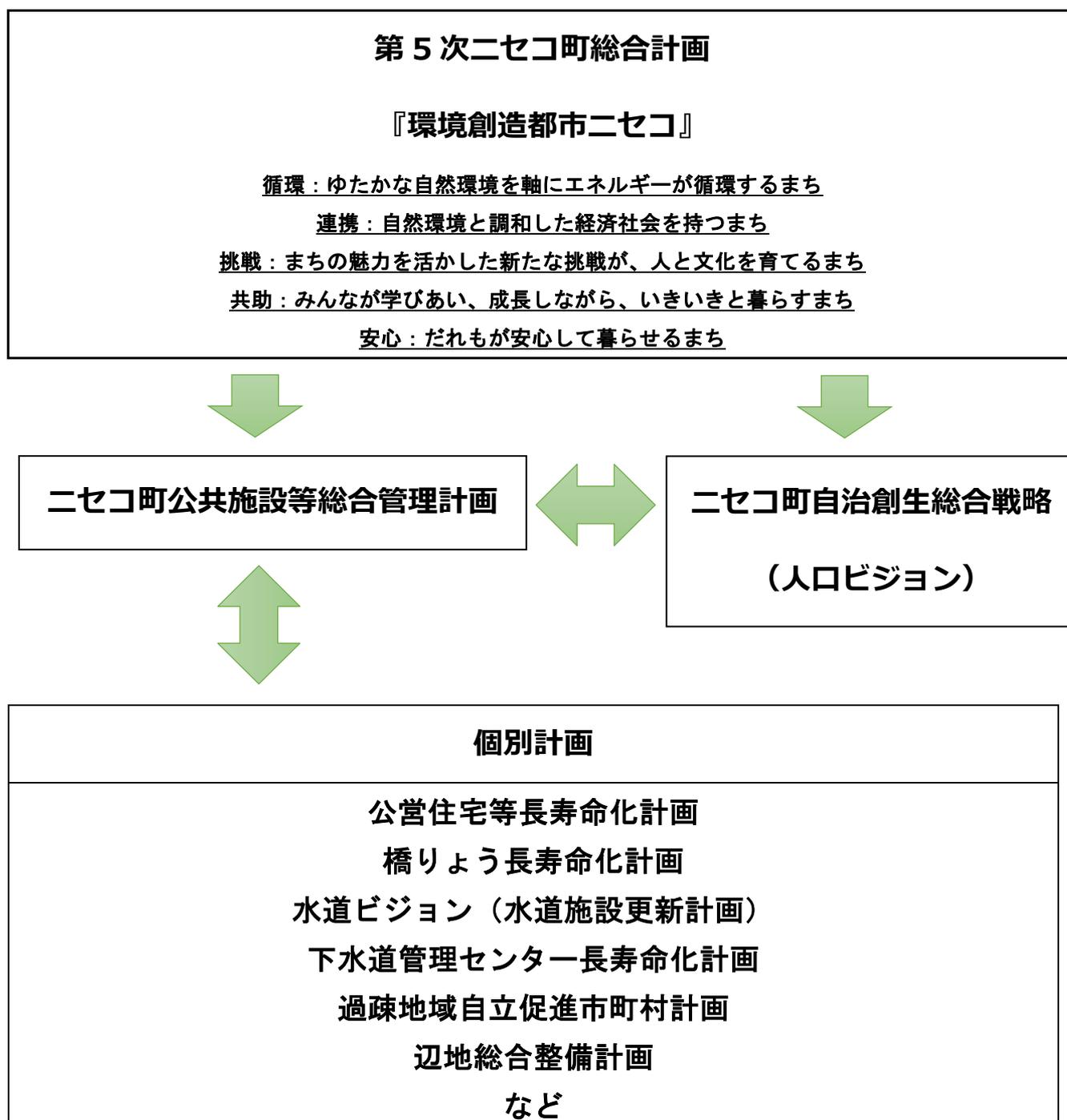
修繕：公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きい小さいかを問わない。

更新：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

具体的には建て替え、改修、長寿命化等の方策がある。

### Ⅲ 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画については、二セコ町総合計画のもと、二セコ町自治創生総合戦略(人口ビジョン)と連携させて運用します。そのほか各種公共施設の長寿命化計画等の個別計画や過疎地域自立促進市町村計画などについても、その内容を反映させ、整合性を図ります。



## IV 本計画の対象となる公共施設等の範囲

本町が保有する公共施設等のうち、公共施設(建築物)とインフラ系施設を対象とします。公共施設(建築物)については、下図のとおり分類しています。

インフラ系施設については、道路、橋りょう、上下水道施設、公園の 5 類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

### ■公共施設等の分類

大分類	分類	主な施設
公共施設 (建築物)	1.庁舎等関連施設	庁舎
	2.福祉・子育て関連施設	こども館・幼児センター
	3.公営住宅	公営住宅
	4.産業・観光関連施設	ビュープラザ、ニセコ町温泉綺羅乃湯
	5.町民センター・社会教育施設	町民センター、有島記念館、学習交流センター
	6.地域コミュニティ施設	各地区コミュニティセンター
	7.スポーツ・レジャー関連施設	総合体育館、町民プール、運動公園野球場
	8.学校関連施設	各学校(小中高)、給食センター
	9.職員・教職員住宅	職員住宅、教職員住宅
	10.その他施設	ヘリポート、火葬場、一般廃棄物最終処分場
インフラ系施設	1.道路	町道・農道・林道
	2.橋りょう	
	3.公園	公園遊具等
	4.簡易水道	配水池・浄水場・ポンプ場・水道管
	5.下水道(農業集落排水施設含む)	下水道管理センター、マンホールポンプ所、下水道管

# 第1章 公共施設等の現状及び将来見通し

## 1 公共施設（建築物）の状況

### （1）ニセコ町の公共施設（建築物）の所有状況

平成27年度末(平成28年3月31日)現在における、本町の公共施設(建築物)延べ面積の合計は約8.6万㎡であり、延べ床面積の内訳は公営住宅が39.8%、ついで小・中学校などの学校教育施設が19.5%、産業・観光関連施設が13.5%となっています。

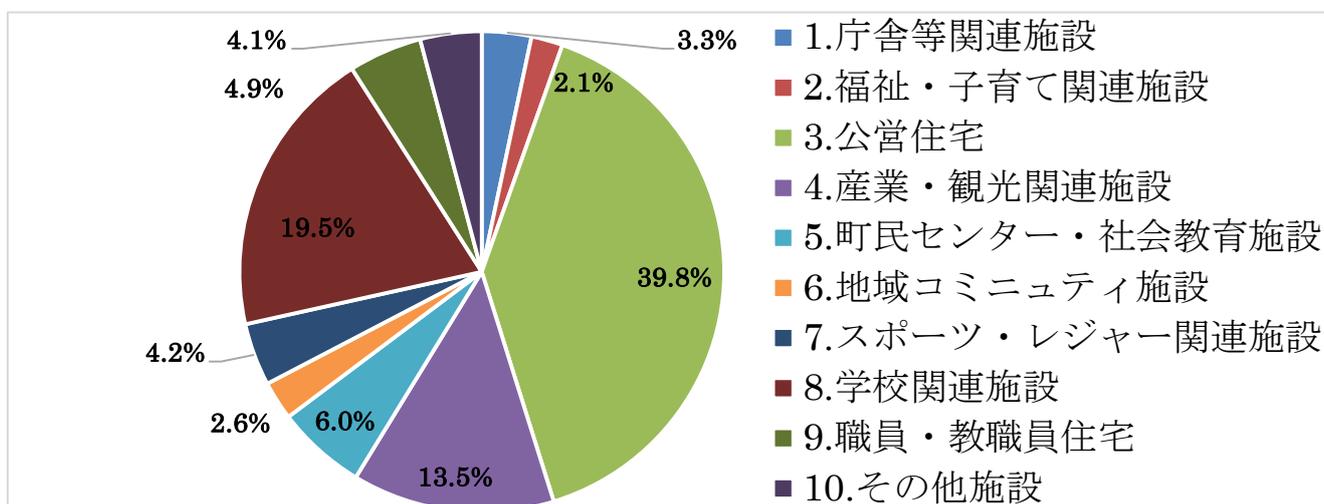
人口一人当たりの所有面積公共施設(建築物)の延べ床面積は17.3㎡で、全国平均3.22㎡の約5.4倍と、全国平均よりも多い状況となっています。

(「平成27年度 国勢調査 4,958人」で計算しています。)

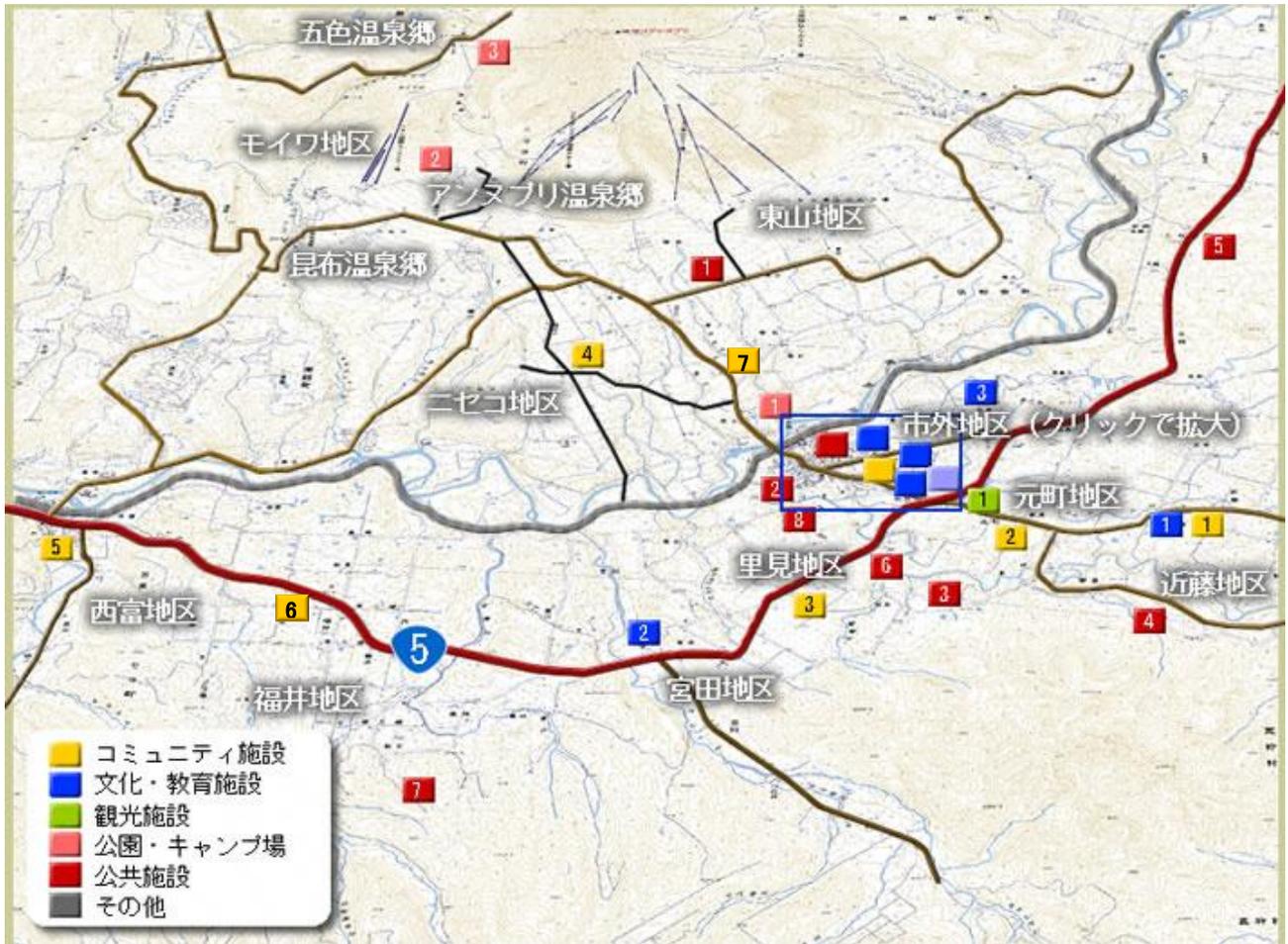
#### ■分類別の延べ床面積、割合

分類	面積	割合	住民一人当たり延べ床面積(㎡)
1.庁舎等関連施設	2,794.0	3.3%	0.6
2.福祉・子育て関連施設	1,803.9	2.1%	0.4
3.公営住宅	34,131.0	39.8%	6.9
4.産業・観光関連施設	11,590.9	13.5%	2.3
5.町民センター・社会教育施設	5,106.0	6.0%	1.0
6.地域コミュニティ施設	2,265.0	2.6%	0.5
7.スポーツ・レジャー関連施設	3,583.0	4.2%	0.7
8.学校関連施設	16,733.7	19.5%	3.4
9.職員・教職員住宅	4,170.0	4.9%	0.8
10.その他施設	3,583.4	4.1%	0.7
合計	85,760.9	100.0%	17.3

※固定資産台帳・公有財産台帳より集計



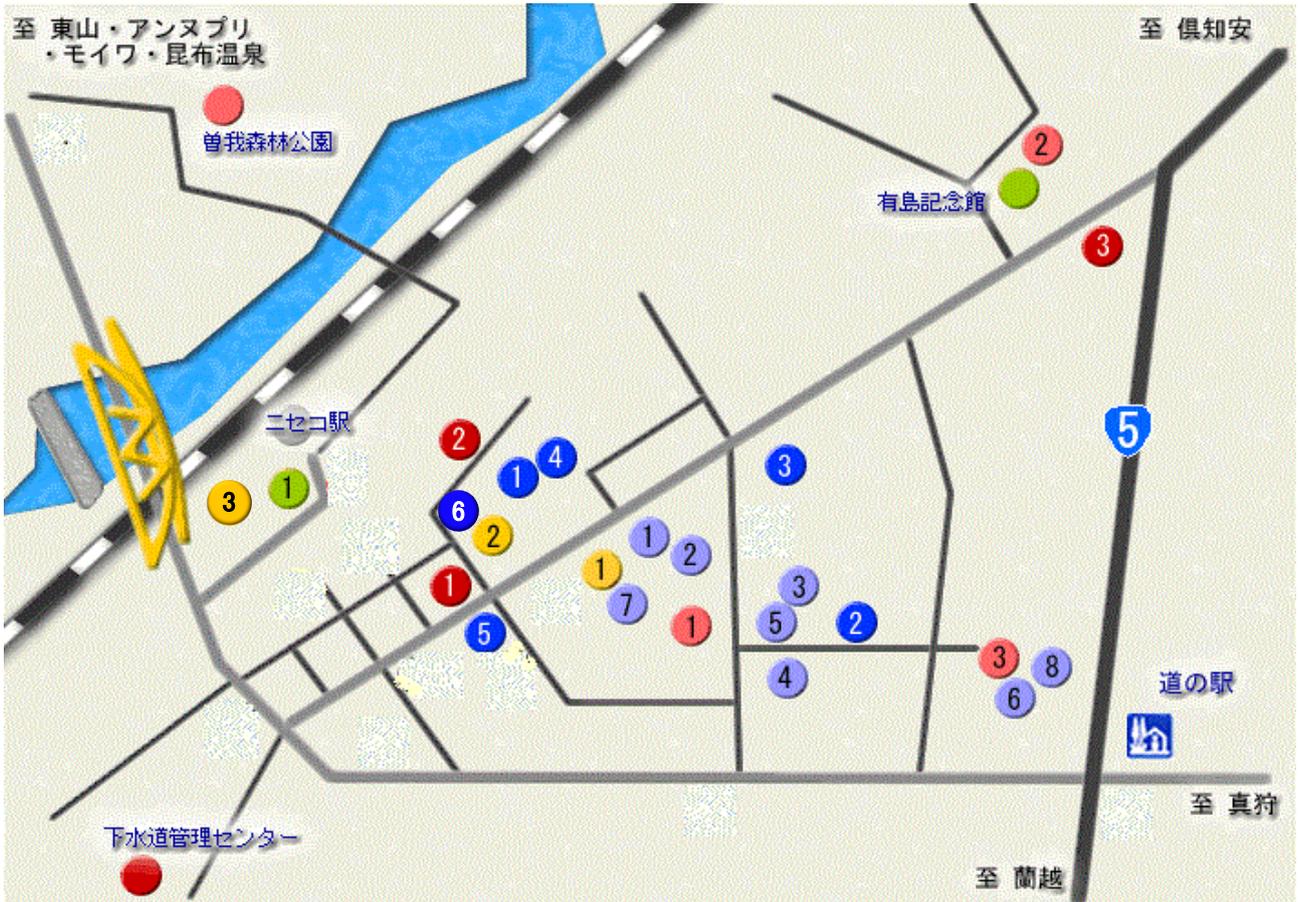
■公共施設等の配置状況（ニセコ町公式ホームページより）



公共施設	コミュニティ施設	観光施設	公園・キャンプ場
1 ニセコヘリポート	1 近藤地域コミュニティセンター	1 道の駅「ニセコビュープラザ」	1 曾我森林公園
2 下水道管理センター	2 元町地域コミュニティセンター	市 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	2 アンヌプリ森林公園
3 堆肥センター	3 里見地域コミュニティセンター		3 ニセコ野営場
4 一般廃棄物最終処分場	4 ニセコ地域コミュニティセンター		市 有島記念公園
5 火葬場	5 西富地区町民センター		市 農村公園(ちびっ子広場)
6 中央墓地	6 福井地区コミュニティセンター		市 運動公園
7 集約草地	7 ニセコ町曾我活性化センター		
市 ニセコ町役場	市 ニセコ町民センター		
市 家畜共進会場	市 (ニセコ町公民館)平成24年7月 から役場第二庁舎		
	市 中央倉庫群		

※「市」は市街地区。次項を参照

《市街地区》



公共施設

- 1 ニセコ町役場
- 3 デイサービスセンター

コミュニティ施設

- 1 ニセコ町民センター
- 2 (ニセコ町公民館)平成24年7月から役場第二庁舎
- 3 中央倉庫群

観光施設

- 1 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」

公園・キャンプ場

- 1 農村公園(ちびっ子広場)
- 2 有島記念公園
- 3 運動公園

文化・教育施設

- 1 ニセコ小学校
- 2 ニセコ中学校
- 2 ニセコ町幼児センター
- 4 国際交流施設(北海道インターナショナルスクール)
- 3 ニセコ高校
- 5 学習交流センター「あそぶつく」
- 6 ニセコこども館

スポーツ施設

- 1 ニセコ町総合体育館
- 2 テニスコート・ストリートバスケット
- 3 陸上競技場
- 5 水泳プール
- 6 野球場
- 7 ゲートボールコート
- 8 パークゴルフ場

## (2) 老朽化の状況

### ① 整備経過年数の状況

公共施設の整備からの経過年数をみると、築 30 年未満の公共施設は全体の 77.6%、築年数 30 年以上の公共施設は 22.4%となっています。

特に築年数 40 年以上経過した公共施設は全体の 9.7%となっています。

#### ■ニセコ町の公共施設の築年数状況

(単位：㎡)

番号	築 10 年未満	築 10 年以上 20 年未満	築 20 年以上 30 年未満	築 30 年以上 40 年未満	築 40 年以上	計
1.庁舎等関連施設	0.0	0.0	0.0	620.0	2,174.0	2,794.0
2.福祉・子育て関連施設	1,803.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1,803.9
3.公営住宅	159.0	10,787.0	16,017.0	5,979.0	1,189.0	34,131.0
4.産業・観光関連施設	2,792.0	8,554.0	244.9	0.0	0.0	11,590.9
5.町民センター・社会教育施設	90.0	551.0	1,245.0	758.0	2,462.0	5,106.0
6.地域コミュニティ施設	427.0	1,214.0	0.0	169.0	455.0	2,265.0
7.スポーツ・レジャー関連施設	337.0	17.0	394.0	2,815.0	20.0	3,583.0
8.学校関連施設	539.8	8,707.0	6,691.9	0.0	795.0	16,733.7
9.職員・教職員住宅	1,362.0	357.0	910.0	303.0	1,238.0	4,170.0
10.その他施設	0.0	1,559.0	1,791.0	212.6	20.8	3,583.4
合計	7,510.7	31,746.0	27,293.8	10,856.6	8,353.8	85,760.9
割合	8.8%	37.0%	31.8%	12.7%	9.7%	100.0%

※公有財産台帳、固定資産台帳より作成。

#### 《築 40 年以上の主な施設の老朽化対応と更新予定》

- ・役場庁舎(平成32年度までの整備検討)
- ・役場第2庁舎(平成32年度までの整備検討)
- ・ニセコ高校体育館(平成30年度に耐震化改修予定)
- ・ニセコ町民センター(当初整備からの経過年数、平成23年度に大規模全面改修済み)

## ②年度別整備状況

これまでの本町の年度別整備状況を延床面積でみると、以下のグラフのとおりになります。

ここで、重要なのが耐震化への対応についてです。旧耐震基準は1981(昭和56)年5月31日までの建築確認において適用されていた基準をいいます。

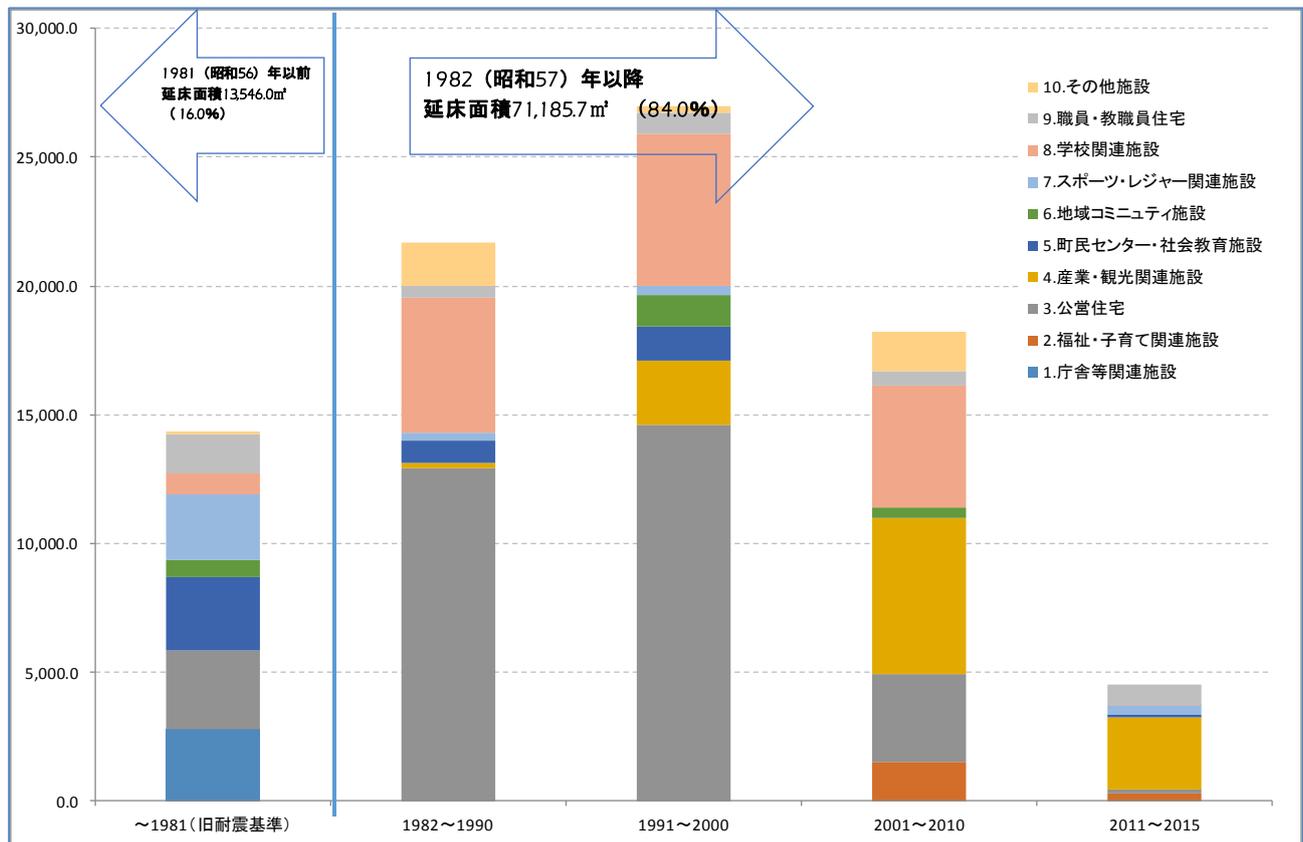
これに対して、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」といいます。

旧耐震基準は、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで利用が可能な構造基準として設定されています。技術的には、建物自重の20%の地震力を加えた場合に、構造部材に生じる応力が構造材料の許容応用力以下であるかどうかで判断されます。

なお、新耐震基準は、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。

本町の現在の建築物の84.0%が昭和57年度以降の新耐震基準に建築されたものとなっています。

■分類別取得年度別状況 (㎡)



### ③有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額または再調達価額}$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、法定耐用年数に対して償却資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。100%に近いほど耐用年数に近づき、古い施設が多いことを表す指標となります。一般的には有形固定資産減価償却率は、35%～50%程度といわれています。

本町の施設全体の償却率は45.6%となっています。

※本町においては、町民センターや公営住宅などの更新にあたり、既存のストック（施設）を最大限活用し、廃棄物を減量化し、かつ、更新経費も抑えた大規模改修による整備を進めてきています。上記の償却率の算定にあたっては、あくまで当初の整備年度（取得年度）からの経過年数により計算されるため、大規模改修による更新にあっては、施設として実際は新築同様となっても、算定上は年数が経過した施設として扱われることに留意が必要となります。

#### ■資産別の有形固定資産減価償却率

（単位：千円、％）

分類	有形固定資産償却率	主な大規模改修済み施設
1.庁舎等関連施設	92.5%	
2.福祉・子育て関連施設	15.9%	
3.公営住宅	45.8%	有島団地、本通 A・B 団地など
4.産業・観光関連施設	40.4%	
5.町民センター・社会教育施設	43.5%	町民センター
6.地域コミュニティ施設	43.2%	福井地区コミュニティセンター
7.スポーツ・レジャー関連施設	60.6%	総合体育館
8.学校関連施設	39.4%	ニセコ小学校
9.職員・教職員住宅	53.5%	職員住宅、教職員住宅
10.その他施設	47.1%	
合計	45.6%	

全国初の工法により既存ストック（建物）を最大限活用のうえ、全面的改善を図った有島団地



### (3) 資産分類別の施設の状況

#### ① 庁舎等行政関連施設

現在の本庁舎は1967(昭和42)年に建設され、既に40年以上経過し、耐用年数(50年)に達しようとしています。また、公民館として整備し、現在役場第2庁舎として使用している施設は、すでに耐用年数が経過した状況です。

#### ■ 主な施設

(単位：年、㎡)

NO	名称	延床面積	地区	取得年度	経過年数	改修等状況
1	役場庁舎	1,309	市街	1967	48	未耐震施設(※1)

(※1) 庁舎の整備については、2011(平成23)年度の耐震調査以降、基本構想や基本設計を進め事業計画の熟度向上と財源検討を図ってきました。このほど熊本地震をうけ、国から庁舎整備に係る新たな財政支援制度が示されたことから、これまで積み上げてきた検討成果をもとに、新制度の条件である平成32年度までの整備(防災センター含む)に向け取組みを進めることとしています

#### ② 福祉・子育て支援施設

本町では、2006(平成18)年度に幼稚園・保育所を統合のうえ、子育て支援を加え、3つの機能を一体化したニセコ町幼児センターを整備し、地域の子育て拠点施設として運営しています。また、近年の子どもの増加や子育て環境充実のため、2016(平成28)年度に施設の増築を行っています。また、2015(平成27)年度には、学童保育所と放課後子ども教室事業の一体的な運営施設として「ニセコこども館」を整備し、子育て支援環境の充実を進めています。

#### ■ 主な施設

(単位：年、㎡)

NO	名称	延床面積	地区	取得年度	経過年数	改修等状況
1	ニセコこども館	304	市街	2015	0	-
2	ニセコ町幼児センター	1,471	市街	2006	9	H28 増築

### ③公営住宅

これまで有島団地の 1964(昭和 44)年以降建設が進められました。現在本町においては、2004(平成 16)年度に「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」や 2015(平成 27)年度に改定した「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」を基に既存住宅施設を有効に活用した適正な住宅供給の方向性を定め、長寿命化住宅改善及び施設更新等を行っています。

#### ■主な施設

(単位：年、㎡)

No.	団地名称	棟数	戸数	最古取得年度	最新取得年度	改善状況
1	本通 A 団地	10	77	1977	2002	全棟改善済み(1~4号棟除く)
2	本通 B 団地	5	11	1979	1981	全棟改善済み
3	有島団地	5	20	1969	1969	全棟改善済み
4	西富団地	4	8	1980	2012	全棟改善済み 平成 24 年度に4号棟新築
5	富士見団地	5	36	1983	1986	全棟改善済み
6	中央団地	6	48	1984	1990	全棟改善済み(5・6号棟除く)
7	新有島団地	5	32	1986	1988	H29 年度より改善開始
8	望羊団地	9	72	1991	1994	H27 より部分改修実施中
9	綺羅団地	4	20	1998	1998	
10	コーポ有島	4	48	1990	1990	
11	のぞみ団地	4	28	1996	1998	

※団地ごとに記載。

### ④産業・観光関連施設

産業関連施設は、多種の施設が混在しています。町の発展・産業振興とともに、各種施設を建設し、すべての施設が築年数 30 年未満となっています。今後、大規模改修や施設の建て替えが必要な施設が増加する見込みです。

#### ■主な施設

(単位：年、㎡)

NO	名称	延床面積	地区	取得年度	経過年数	改修等状況
1	ニセコ五色温泉インフォメーションセンター	115	川北	2012	3	
2	堆肥センター	6,079	東部	2002	13	
3	道の駅ニセコビュープラザ	740	市街	1996	19	再整備計画検討
4	コミュニティFM放送施設	127	市街	2011	4	
5	ニセコ駅前温泉綺羅乃湯	1,542	市街	2000	15	
6	中央倉庫群	2,677	市街	2014	2	

### ⑤町民センター・社会教育施設

いずれの施設も町民の利便性向上のため、これまで比較的多くの大規模な修繕を行っています。また、町民センター・社会教育施設全体の60%以上が築30年以上経過しています。全体での老朽化率は72.6%となりますが、町民センター等では大規模改修を実施済みです。また、西富町民センターについては平成30年度の建替え整備を予定しています。今後も、核施設の老朽化や利用状況に応じて大規模改修等の検討が必要となってきます。

#### ■主な施設

(単位：年、㎡)

NO	名称	延床面積	地区	取得年度	経過年数	改修等状況
1	ニセコ町民センター	2,462	市街	1975	40	H23 大規模改修実施
2	西富地区町民センター	200	南西	1977	38	H30 整備予定
3	有島記念館	264	有島	1977	38	
4	有島記念館カルチャーセンター	445	有島	1988	27	
5	有島アートギャラリー	721	有島	1995	20	
6	国際交流施設(旧幼稚園)	373	市街	1984	31	H23 大規模改修実施
7	学習交流センター	551	市街	1999	16	

### ⑥地域コミュニティ施設

各地域のコミュニティセンターは指定管理団体により運営しています。比較的新しい施設となっていますが、管理団体とも連携し適正な維持管理に努め、全体的な老朽化に対応していきます。

#### ■主な施設

(単位：年、㎡)

NO	名称	延床面積	地区	取得年度	経過年数	改修等状況
1	近藤地域コミュニティセンター	358	東部	1997	18	
2	元町地域コミュニティセンター	377	東部	1998	17	
3	里見地域コミュニティセンター	236	南西	1999	16	
4	ニセコ地域コミュニティセンター	243	川北	2000	15	
5	福井地区コミュニティセンター	455	南西	1960	55	H17 大規模改修実施
6	曾我活性化センター	427	川北	2007	8	

### ⑦スポーツ・レジャー関連施設

スポーツ施設は利用者の安全配慮等もあり、比較的大規模な改修が行われています。総合体育館は当初建設が1979(昭和54)年度、ニセコ町営プールは1964(昭和39)年度と古い施設となっていますが、総合体育館は2013(平成25)年、町営プールは2004(平成16)年にそれぞれ改修を行っています。また、運動公園内施設(野球場など)についても改修整備が順次進んでいます。

#### ■主な施設

(単位：年、㎡)

NO	名称	延床面積	地区	取得年度	経過年数	改修等状況
1	総合体育館	2,574	市街	1979	36	H25 大規模改修実施
2	ニセコ町営プール	325	市街	1964	51	部分改修済み
3	運動公園管理棟	109	市街	1991	24	

### ⑧学校関連施設

ニセコ高校体育館を除き、学校施設での耐震改修工事は2012(平成24)年にまでに完了しています。なお、ニセコ高校体育館の耐震改修は、2018(平成30)年度に予定しています。

#### ■主な施設

(単位：年、㎡)

NO	名称	延床面積	地区	取得年度	経過年数	改修等状況
1	ニセコ小学校	3,738	市街	1997	18	H22 大規模改修実施
2	ニセコ小学校体育館	755	市街	1997	18	H24 大規模改修実施
3	近藤小学校	726	東部	1992	23	H29 改修予定
4	近藤小学校体育館	512	東部	1992	23	H31 改修予定
5	ニセコ中学校	3,080	市街	2004	11	部分増築あり
6	ニセコ中学校体育館	1,151	市街	2004	11	
7	ニセコ高等学校	4,677	市街	1990	25	
8	ニセコ高等学校体育館	795	市街	1966	49	H30 耐震改修予定
9	ニセコ高等学校寄宿舎	612	市街	1989	26	
10	給食センター	523	市街	2008	7	

**⑨職員・教職員住宅**

職員住宅は、現在 15 戸、教職員住宅は現在 37 戸となっています。老朽化にばらつきがあり、最も古い施設で 1968(昭和 43)年度となっています。各住宅の利用状況などに応じ、教職員住宅から職員住宅への変更もを行っています。

No.	地区	戸数	最古取得年度	改修状況等
1	職員住宅	15	1972	一部改修済み
2	教職員住宅	37	1968	一部改修済み

## 2 インフラ系施設の状況

### (1) 道路

#### ■町道の現況（平成27年度）

項目	数量	
	総量（実延長/実効面積）	179,019m
うち1級（幹線）町道（実延長/実効面積）	46,023m	317,783 m <sup>2</sup>
うち2級（幹線）町道（実延長/実効面積）	29,819m	213,681 m <sup>2</sup>
うちその他の町道（実延長/実効面積）	103,177m	577,575 m <sup>2</sup>

#### ■林道の現況（平成27年度）

項目	数量	
	林道路線数／林道実延長	5 路線

### (2) 橋りょう

町河川等にかかり、ニセコ町が管理する道路橋は、現在55橋となっています。

#### ■橋りょうの現況（平成27年度）

項目	数量
管理橋りょう数	55 橋
述べ延長	1,315m
延べ面積	9,158 m <sup>2</sup>

### (3) 簡易水道

簡易水道事業は、平成 27 年度現在で、給水人口が 4,484 人、普及率が 88.1%となっています。

#### ■簡易水道事業の概要

項目	単位	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年比増減	
計画給水人口	人	4,484	4,650	103.7%	
行政区域内人口 A	人	5,529	4,914	88.9%	
給水人口 B	人	4,871	4,543	93.3%	
普及率 B/A	%	88.1%	92.5%	104.9%	
配水量	年間	m <sup>3</sup>	660,531	662,420	100.3%
	一日平均	m <sup>3</sup>	1,810	1,815	100.3%
	一日最大	m <sup>3</sup>	1,904	1,852	97.3%
導水管延長	m	9,349	9,349	100.0%	
送水管延長	m	2,505	2,505	100.0%	
配水管延長	m	135,071	135,071	100.0%	

### (4) 公共下水道・農業集落排水

2000（平成 12）年度に供用を開始した下水道は、2015（平成 27）年度現在、処理人口が特定環境保全公共下水道及び農業集落排水合計で 2,506 人、普及率は 51.4%となっています。

なお、農業集落排水事業は隣接する蘭越町と広域で実施しています。

#### ■下水道事業の現況

項目	単位	特環			農集			
		平成 27 年度	平成 26 年度	対前年比増減	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年比増減	
計画人口	人	2,500	3,000	83.3%	70	70	100.0%	
行政区域人口 A	人	4,872	4,914	99.1%	4,872	4,914	99.1%	
処理区域人口 B	人	2,475	2,514	98.4%	31	33	93.9%	
水洗化人口 C	人	2,374	2,397	99.0%	26	28	92.9%	
普及率 B/A	%	50.8%	51.2%	99.3%	0.6%	0.7%	94.7%	
水洗化率 C/B	%	95.9%	95.3%	100.6%	83.9%	84.8%	98.8%	
処理水量	年間	m <sup>3</sup>	246,180	2,329,212	10.6%	3,181	2,823	112.7%
有収水量	年間	m <sup>3</sup>	219,819	210,303	104.5%	2,871	1,433	200.3%
污水管延長	km	22	22	100.0%	1	1	100.0%	

※特環：特定環境保全公共下水道事業

※農集：農業集落排水事業

## (5) 公園

現在、農村公園や児童公園、森林公園として総面積で約 17.4 万㎡を管理しています。

### ■公園の現況（平成 27 年度）

公園名称	供 用 面 積
有島記念公園	20,467 ㎡
二セコ町農村公園	12,868 ㎡
二セコ町運動公園	49,634 ㎡
曾我森林公園（東啓園）	61,453 ㎡
綺羅街道本通小公園	265 ㎡
ニコまる公園	347 ㎡
キラりん公園	406 ㎡
アンヌプリ森林公園	28,357 ㎡
合計	173,797 ㎡

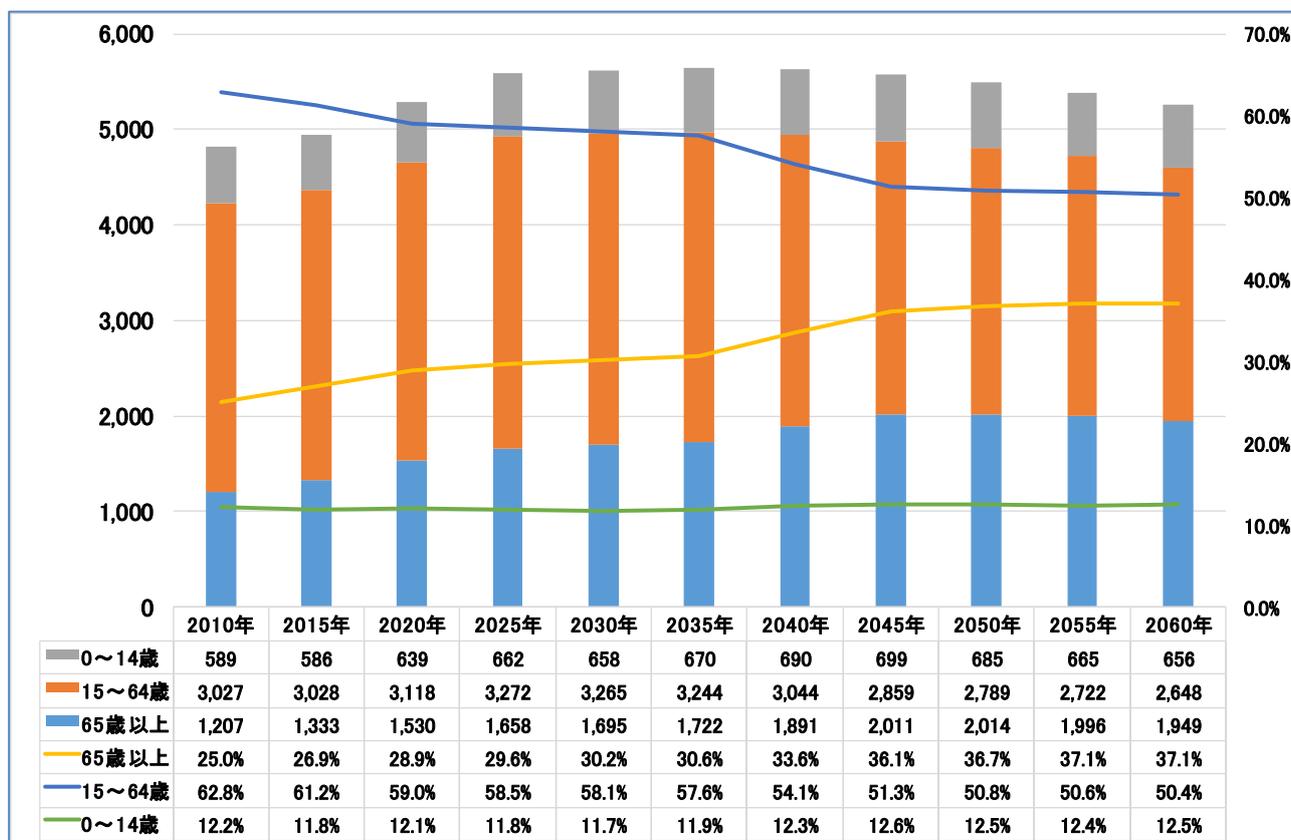
### 3 人口についての今後の見通し（ニセコ町人口ビジョンより）

2015(平成 27)年度に策定した人口ビジョンにおいて、本町においては、自治創生総合戦略の推進等により、「2040年にかけて希望出生率1.8に上昇」、「2060年にかけて直近純移動率(2005(平成17)年→2010(平成22)年)の半減に抑える」、「2015(平成27)年から2025(平成37)年までの10年間で500人分の住宅を整備する」を目指すことで、2060(平成72)年の人口は5,000人強で推移することができる、と推計しています。

この人口推計を年齢3区分別の人口割合で見ると以下のとおりです。

- 年少人口(0～14歳)は、今後上昇を続け、2045(平成47)年にピークとなり、その後緩やかに減少する見込みです。構成割合(年少人口割合)は一定で推移する見込みです。
- 生産年齢人口(15～64歳)は、2025(平成37)年以降まで増加を続け、その後緩やかな減少傾向となります。構成割合(生産年齢人口割合)も緩やかな減少傾向が続く見込みであり、60%台前半から50%程度まで減っていく推計となっています。
- 老年人口は、2050(平成62)年まで増加を続けます。構成割合(高齢者人口割合)は、現在の20%台後半から上昇を続け、2045(平成57)年ごろからは35%以上が続くことが想定されます。

■ニセコ町の人口の推移と長期的展望（人・％）



## 一人口ビジョンによる公共施設等の整備更新方針のポイント

人口ビジョンにおいては、「自然増減よりも、社会増減に向けた対策を重点的に図る方が、ニセコ町の総人口を維持する面からは、より高い効果が見込まれる」こと、人口の変化が地域の将来に与える影響として、「地域の労働力が不足気味になることが見込まれる」、「総人口が減らなくても老年人口は着実に増加していくことが見込まれ、現時点で、すでに超高齢社会を迎えている集落が多数存在する」ことが分析・考察されています。

これらのことから、本町の人口ビジョン・人口推計による今後の公共施設等の整備更新方針のポイントとして、以下の点があげられます。

- ①総量としての施設数・規模等については、今後の人口推移（人口が維持、微増）から、全体として現状を維持・継続していくことが必要といえる。そのためまずは各現有施設の長寿命化を進める。
- ②年少人口の増加により、現有規模を超える場合には学校・子育て環境施設の追加整備の検討が必要となる。
- ③高齢者人口・割合の上昇から、より高齢者等に配慮したユニバーサルな整備が求められる。また、民間整備も含め、高齢者福祉施設等の需要が高まることが想定される。
- ④社会増減（移住者など）の対策重点化に資する整備（例えば、高速通信環境、子育て環境、レジャー・自然環境）や「環境創造都市ニセコ」、「観光モデル都市」等としての町の魅力・付加価値の向上を検討していく必要がある。
- ⑤集落・地区の維持存続に向け、コミュニティセンター等地区施設の中核施設としての役割がより一層重要となるとともに、個々の状況に応じて再編等も含めた検討が必要になる。

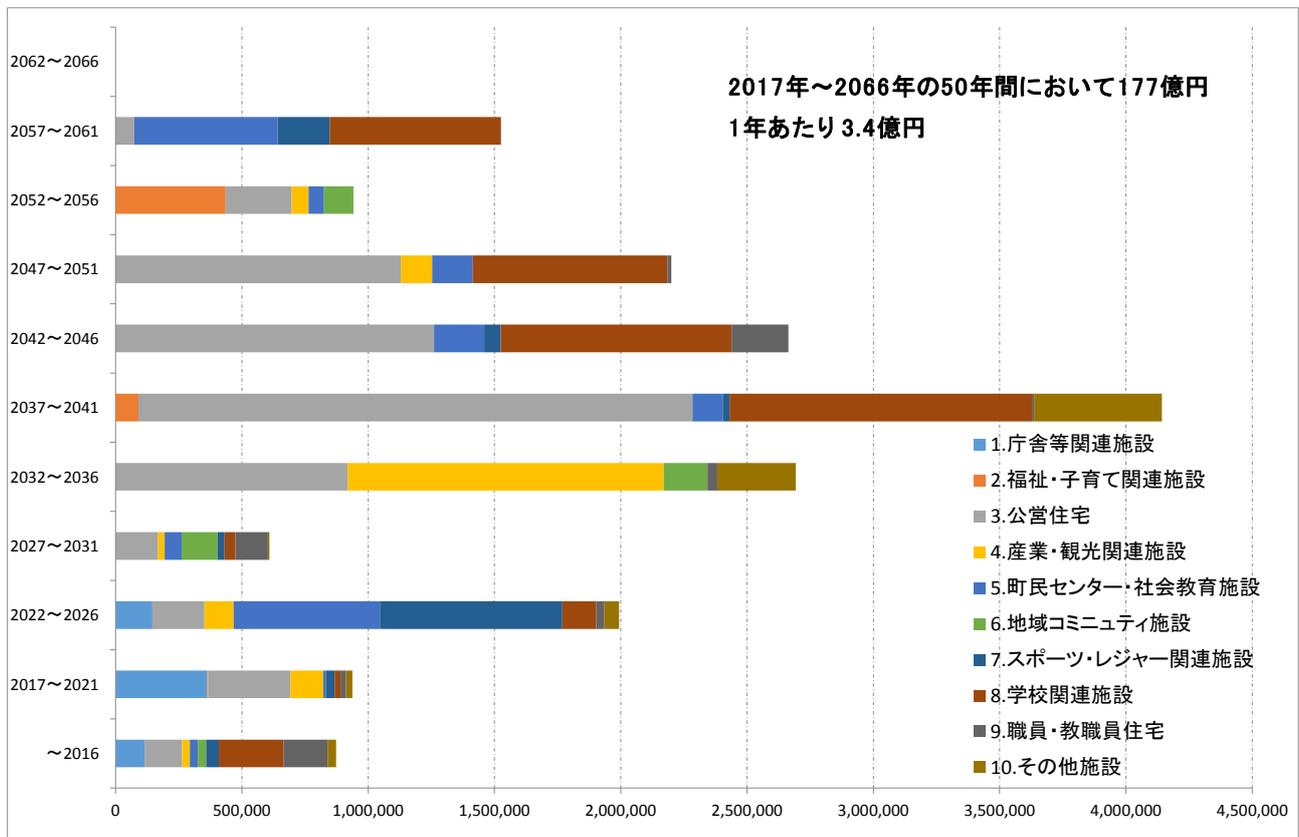
## 4 公共施設等の将来の資産更新必要額

### (1) 公共施設の更新必要額

#### ① 法定耐用年数に基づく更新必要額の算出

現存する建築物を当初の取得価額または再調達価額と同額で法定耐用年数の経過時点ですべて更新したとすると、今後50年間に係る費用は約177億円となります。これを年平均にすると、約3.5億円となります。特に、一時期に集中して改修・更新等の費用が発生した場合、町財政への影響が懸念されます。

#### ■ 公共施設の更新費用（千円）



※更新必要額のグラフは、現有施設を対象に試算しています。そのため、今後予定している新規の施設分（例えば防災センター、新築公営住宅など）は含んでいません。

②ニセコ町独自方式による更新必要額の算出（参考算出）

法定耐用年数は、税法で規定されている耐用年数のことをいいます。長期にわたり経済的に価値があるものを各年度に費用配分する必要があることから、日本の税法では、恣意性を排除する目的から、資産の種類や構造、用途の別に耐用年数を詳細に定め、画一的に処理するように扱われています。

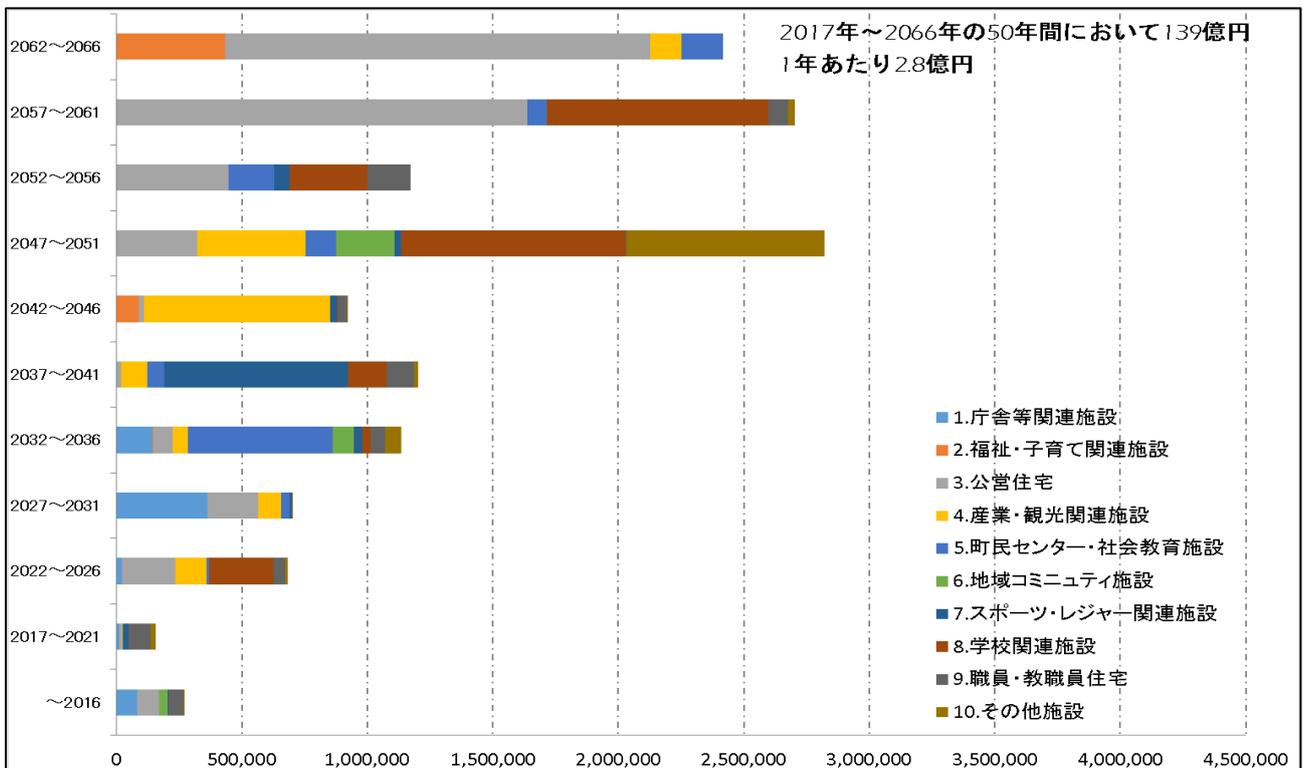
しかし、適正な管理修繕等により、実際には法定耐用年数よりも長期にわたり資産を利用している例も少なくありません。このため、前述した更新必要額は実情よりも短期間に集中していることが想定されます。

特に本町においては、町民センターや公営住宅などの更新にあたり、既存のストック（施設）を最大限活用し、廃棄物を減量化し、且つ、更新経費も抑えた大規模改修による整備や長寿命型改修を進め、施設の長期利用を図ってきています。そこで、本町においては以下の基準に基づき更新必要額を再算出します。

■住宅の場合		■住宅以外の場合		
構造	耐用年数	構造	耐用年数	法定耐用年数
耐火構造の住宅	70	鉄筋コンクリート	60	50
準耐火構造の住宅	45	鉄骨鉄筋コンクリート	60	50
木造の住宅	30	コンクリートブロック	50	41
		鉄骨造	45	38
		木造	30	24

※出典 住宅：公営住宅法施行令 住宅以外：日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」

■公共施設の更新費用（千円）



独自方式による更新必要額を算出すると、今後50年間に係る費用は約139億円となります。年平均にすると、約2.8億円となります。

## (2) インフラ系施設の更新必要額

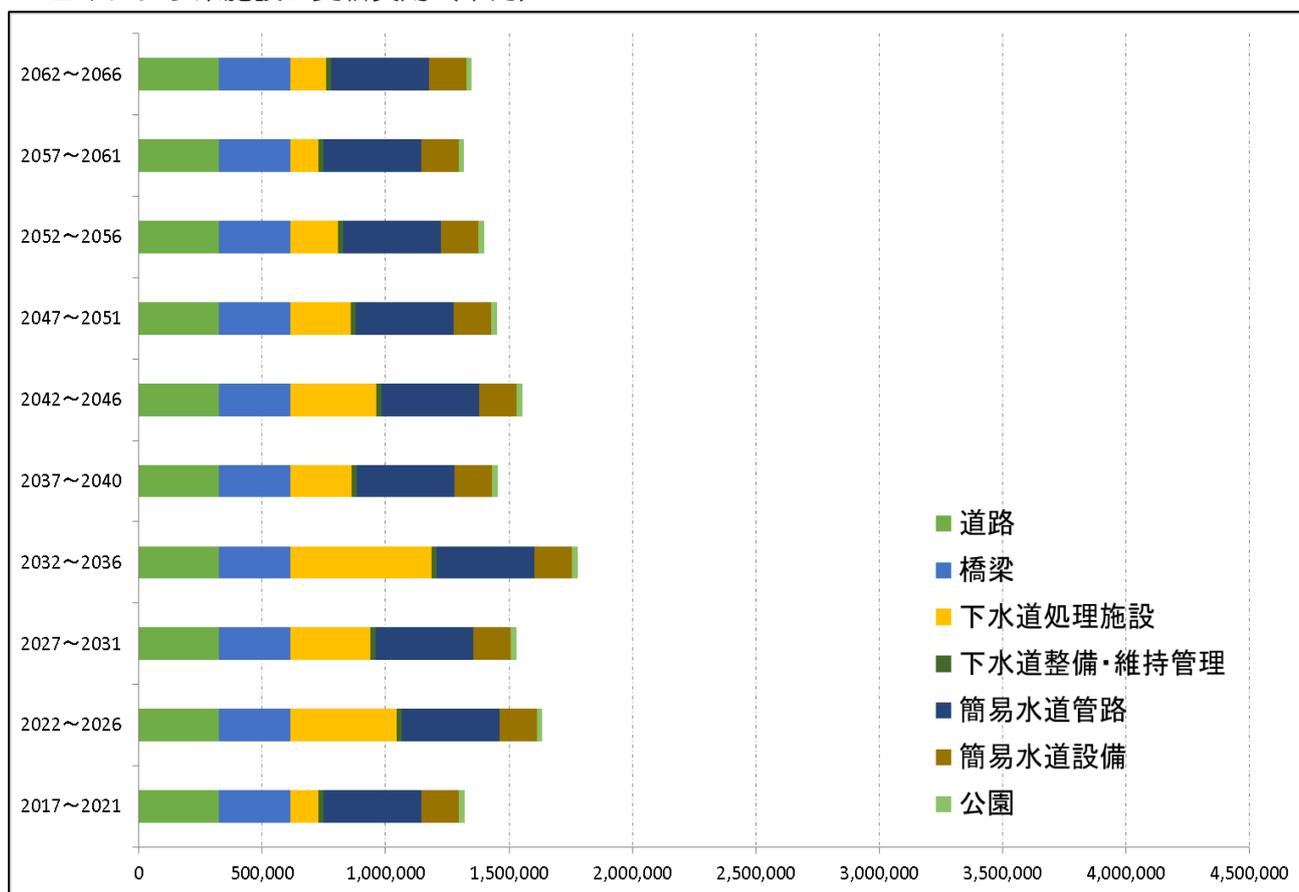
公共施設等の問題を考える上で、建築物のみならず、インフラ施設(道路・橋りょう・上水道)の維持管理についても考慮する必要があります。これらインフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。

また、上下水道施設においては、普及による成熟度合いから、新規の大規模な整備は想定されないものの(観光需要の高まりによる整備は除く)、過去の設備投資の多くが短期間に行われたこともあり、より短期間でその更新時期を迎える状況が見込まれます。

これらのことから、今後の更新にあたりこれまでの手法に依存したままでは、対応が極めて困難であり、施設の長寿命化による長期利用、中長期的な計画による更新時期の分散化・平準化、管理手法の見直し、新たな更新財源の確保など、様々な対策の検討が必要といえます。

今後 50 年間におけるインフラ系施設の更新必要額を算出したところ、50 年間で総額約 148 億円となり、年間平均にすると、約 3 億円となります。

■ インフラ系施設の更新費用 (千円)



※算出にあたり、以下の通りとした。

- ①道路：過去 10 ヶ年の道路維持管理費及び道路整備費の平均額
- ②橋梁：橋梁長寿命化修繕計画のうち予防保全における維持管理費用の年間平均額
- ③下水道処理施設：下水道処理センター長寿命化計画に基づく
- ④下水道整備・維持管理費：過去 10 ヶ年の下水道整備費の平均額
- ⑤簡易水道管路：水道ビジョンに基づく、今後 40 年間の更新費の年間平均額
- ⑥簡易水道設備：水道ビジョンに基づく、今後 40 年間の更新費の年間平均額
- ⑦公園：過去 10 ヶ年の公園整備費の平均額

### (3) 今後の更新必要額

今後の公共施設およびインフラ系施設の更新必要額(公共施設はニセコ町独自方式による試算)は以下の通りとなります。

50年間で更新必要額の総額は約287億円となり、年平均にすると約5.7億円になります。

本計画対象期間である10年間(2017年～2026年)では、約38.0億円となり、年平均で約3.8億円になります。

人口推計がピークとなる今後30年後(2042～2046年の5年間)では、約24.8億円となり、年平均で約5.0億円となります。

さらに、更新必要額推計最終となる50年後(2062～2066年の5年間)では、約37.7億円となり、年平均で約7.5億円になることが想定されます。

これまでに、本町の公共施設は新たな施設の建設を抑制し、既存施設の大規模改修や長寿命化を行ってきたため、今後の10年間は施設更新必要額の推計にもその財政的な効果が見られます。しかし、その後年度を重ねるごとに、更新必要額の負担は多くなることが想定されます。

#### ■更新必要額の推計

(単位：千円)

年度	2017～2021	2022～2026	2027～2031	2032～2036	2037～2040
公共施設等更新必要額	158,882	682,897	702,261	1,136,277	1,204,137
インフラ系施設更新必要額	1,319,520	1,635,520	1,530,520	1,777,520	1,454,520
合計	1,478,402	2,318,417	2,232,781	2,913,797	2,658,657
5年間平均額	295,680	463,683	446,556	582,759	531,731

年度	2042～2046	2047～2051	2052～2056	2057～2061	2062～2066
公共施設等更新必要額	923,060	2,822,197	1,171,654	2,705,132	2,416,246
インフラ系施設更新必要額	1,553,520	1,450,520	1,398,520	1,319,020	1,349,520
合計	2,476,580	4,272,717	2,570,174	4,024,152	3,765,766
5年間平均額	495,316	854,543	514,035	804,830	753,153

※公共施設等更新必要額はニセコ町独自推計によるもの

(参考-1) 本町の財政状況

(1) 歳入の状況 (平成23年度～平成27年度)

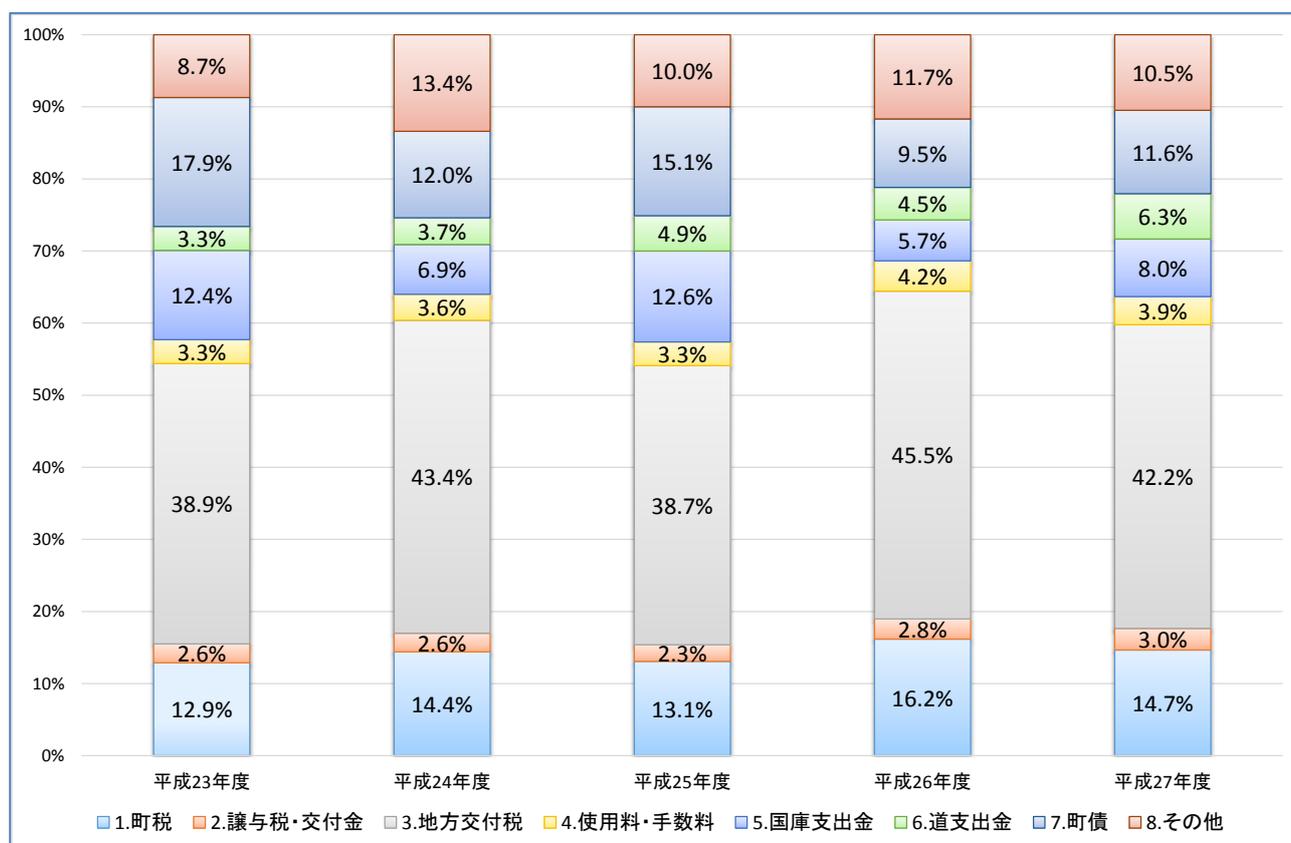
■歳入 (一般会計：決算額) の推移

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1. 町税	643,657	655,797	658,473	682,606	690,245
2. 譲与税・交付金	128,020	117,130	117,335	117,780	140,416
3. 地方交付税	1,937,725	1,976,834	1,947,697	1,921,894	1,977,577
4. 使用料・手数料	163,154	165,931	166,967	176,359	180,784
5. 国庫支出金	620,673	315,362	636,546	239,782	375,621
6. 道支出金	164,141	170,445	246,673	188,191	294,682
7. 町債	891,545	546,362	760,055	399,887	541,829
8. その他	437,501	610,202	504,115	497,453	487,747
歳入合計	4,986,416	4,558,063	5,037,861	4,223,952	4,688,901

■歳入 (割合) の推移グラフ

(単位：%)



(2) 歳出の状況 (平成 23 年度～平成 27 年度)

■歳出 (一般会計：決算額) の推移

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
義務的経費	1,730,138	1,683,081	1,644,569	1,683,241	1,698,880
人件費	757,737	745,000	716,257	760,843	758,203
扶助費	221,437	213,319	214,058	218,351	218,567
公債費	750,964	724,762	714,254	704,047	722,110
普通建設事業費	1,178,760	889,820	1,354,581	496,918	722,582
その他の経費	1,960,194	1,803,462	1,895,579	1,885,294	2,071,332
物件費	799,236	716,633	697,064	697,064	734,539
維持補修費	203,720	212,519	172,502	174,552	203,080
補助費等	553,095	478,123	561,708	561,708	639,500
繰出金	371,143	368,482	371,507	371,507	379,763
その他の経費	33,000	27,705	92,798	80,463	114,450
歳出合計	4,869,092	4,376,363	4,894,729	4,065,453	4,492,794

■歳出 (割合) の推移グラフ

(単位：%)



(3) その他の財政状況 (平成 23 年度～平成 27 年度)

■財政健全化指標の推移

(単位：%)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	14.5	14.6	14.7	14.3	13.8
将来負担比率	81.8	85.0	86.8	75.2	66.8

※実質公債費比率：地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

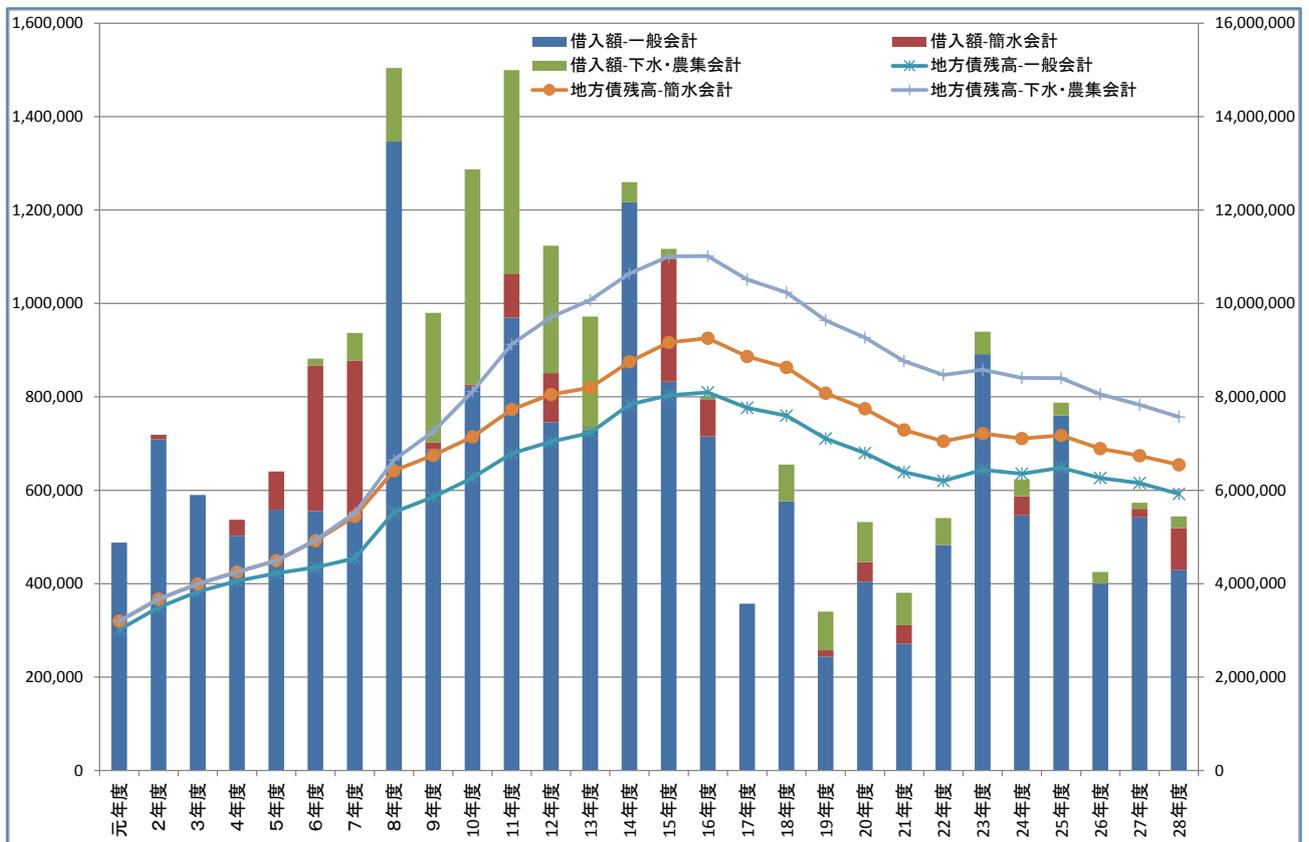
※将来負担比率：借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

■地方債残高 (一般会計) の推移

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地方債残高 (千円)	6,437,001	6,351,292	6,484,375	6,261,516	6,154,269

■地方債の借入額と残高の推移 (会計別)



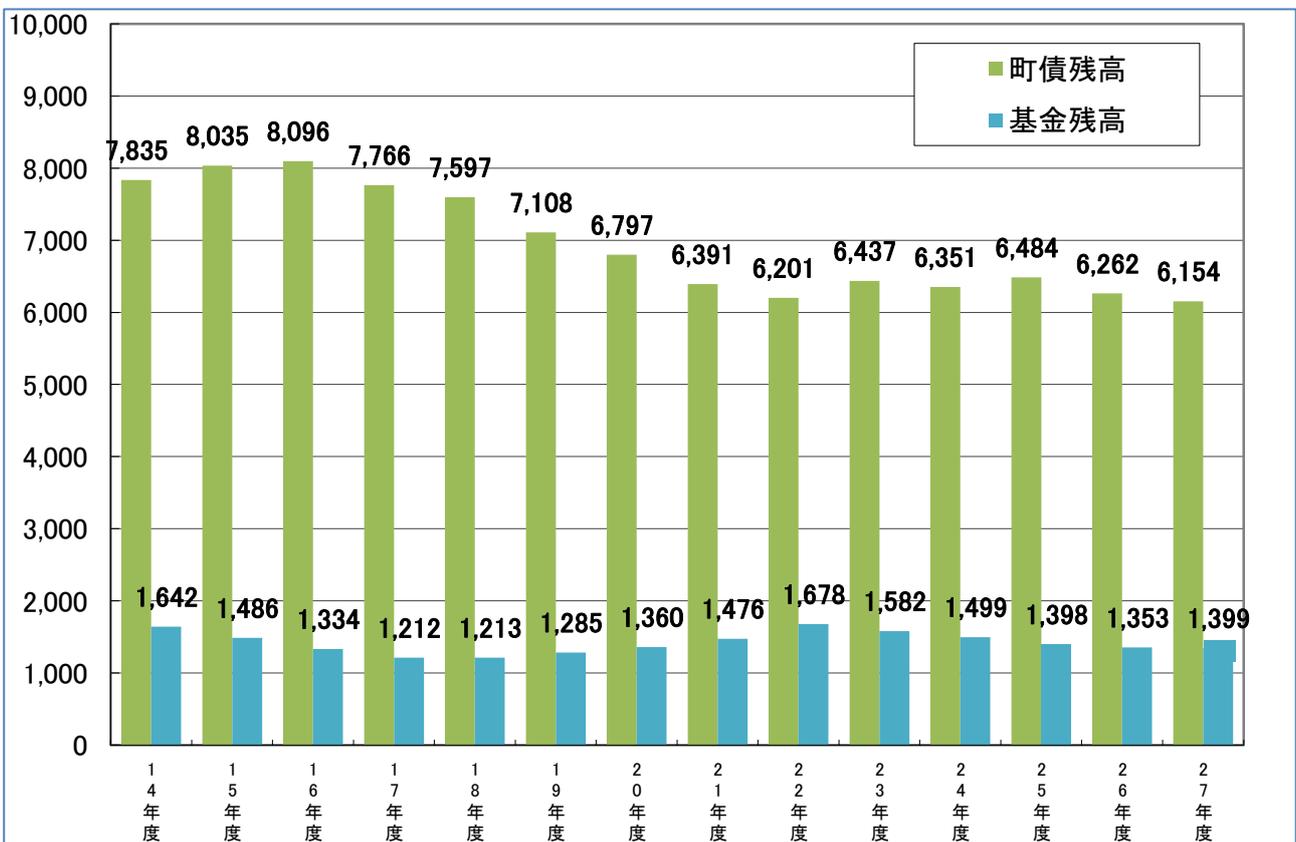
■基金残高の推移

(単位：千円)

基金名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
財政調整基金	501,900	502,251	502,449	502,565	502,675
減債基金	36,966	36,981	36,992	10,002	10,004
その他特定目的基金	940,721	845,834	737,491	840,312	832,331
うち公共施設整備基金	672,536	572,862	473,085	443,219	393,320
小計 (①)	1,479,587	1,385,066	1,276,932	1,352,879	1,345,010
北海道備荒資金組合納付金 (②)	140,018	141,479	142,781	144,164	145,472
合計 (①+②)	1,619,605	1,526,545	1,419,713	1,497,043	1,490,482

■地方債・基金残高の推移

(単位：百万円)



■施設維持管理経費、普通建設事業予算の推移 (全会計)

(単位：百万円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平均
施設管理経費	495.4	550.1	505.9	531.7	536.8	524.0
普通建設事業費	1071.7	821.9	656.9	385.2	640.1	715.2
合計	1567.1	1372.0	1162.8	916.9	1176.9	1239.2

(参考-2) インフラ系資産の個別長寿命化更新計画 ※一部抜粋

(1) 橋りょう

4. 対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針とともに、予防的な修繕実施を徹底することにより、修繕・架替えに係わる事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、以下の点に留意して修繕計画を実施する。

- ・ 橋梁の健全度が優良である橋梁や一部の部材に損傷が認められるが、車両の通行に支障が無い橋梁は、道路管理者の判断により次回点検とする。
- ・ 一部の部材に損傷が認められる橋梁に対しては、道路パトロールにより損傷部材の劣化状況を継続観察することとし、劣化の著しい進行が認められた場合は、橋梁の詳細点検を実施する。点検の結果、車両の安全な通行に支障をきたす恐れがあると判明した場合は、安全確保のために通行規制や重量制限等の措置を講ずる。また、詳細点検結果に基づく橋梁の健全度把握及び損傷状況に応じて橋梁長寿命化修繕計画を見直すこととし、橋梁の補修や架替え等の必要な対策を講ずることとする。

5. 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期

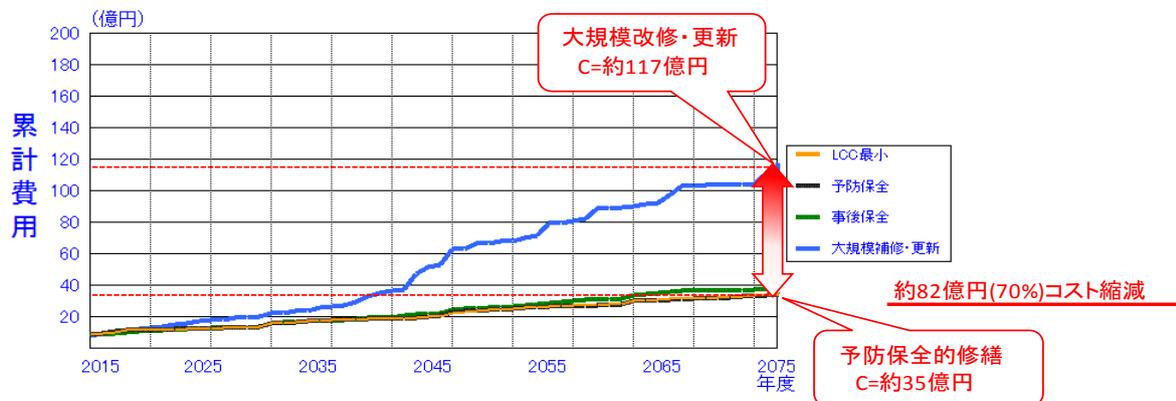
【様式1-2】による

6. 長寿命化修繕計画による効果

- 1) 損傷が深刻化してから大規模な修繕を実施する従来の対症療法型の維持管理から、定期的な点検を実施して損傷状況を把握・予測したうえで適切な時期に早期予防保全的な修繕を実施することで、橋梁の長寿命化が図られコスト縮減に繋がります。
- 2) 橋梁点検により現状を把握しながら適切な修繕工事を実施することで、橋梁の安全性が確保され、道路網の信頼性が確保できます。
- 3) 路線の重要度に応じた維持管理を実施する(例えば、市街地における橋梁など)ことで、限られた予算の中で効率的・効果的な維持管理を行うことができる。
- 4) 特定の時期に維持管理費を集中させないことで、限られた予算を有効に活用できる。

【中長期補修予算シミュレーション結果】

保全・更新費用の推移



60年間の投資累計費用は、大規模補修・更新のシナリオにおいてC=約117億円の予算が必要になるのに対し、予防保全のシナリオにおいてはC=約35億円となる。コスト縮減として約82億円(70%)が見込まれる。

## (2) 水道施設

### (1) 概算更新経費算出

管路・施設ともに布設時期から法定耐用年数を超えた翌年に更新するとし、各更新年度のが概算更新経費を算出している。

### (2) 管路・施設の積算方法

- 1) 管路 厚生労働省『水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(平成 23 年 12 月)』に記載されている、開削工(車道、昼間施工)の m 当たり工事費用を用いて、管路延長 × m 当たり工事費用より算出した値を概算経費として採用する。
- 2) 施設 本町が管理する工事台帳『二セコ町発注工事一覧表』より、各施設の工事費用を概算経費として採用する。

		更新年度				
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
市街地区	水源～導水管			163.65	119.34	77.24
	浄水・配水施設			106.97		
	送配水管			26.31	2.40	
	更新内容			30.37	116.94	77.24
				取水、機械、管路	機械設備、管路	管路
近藤地区	水源～導水管			79.14	13.35	
	浄水・配水施設			17.23		
	送配水管			55.68	13.35	
	更新内容			6.23		
				取水、機械、管路	機械設備	
福井地区	水源～導水管				49.64	
	浄水・配水施設				49.64	
	送配水管					
	更新内容					機器設備
宮田(里見)地区	水源～導水管					
	浄水・配水施設					
	送配水管					
	更新内容					
宮田(小花井)地区	水源～導水管			5.34		
	浄水・配水施設			3.44		
	送配水管			1.90		
	更新内容					
				取水、機械設備		
曾我第1地区	水源～導水管			51.89	19.54	
	浄水・配水施設			51.89		
	送配水管				19.54	
	更新内容					
				機械設備	管路	
曾我第2地区	水源～導水管			37.25		
	浄水・配水施設			37.25		
	送配水管					
	更新内容					
二セコ地区	水源～導水管			21.35	4.25	67.18
	浄水・配水施設				4.25	18.40
	送配水管			21.35		2.00
	更新内容					46.79
				機械設備	取水設備	取水、機械、管路
二セコ地区温泉郷	水源～導水管			46.17	0.10	
	浄水・配水施設			32.46		
	送配水管			0.30	0.10	
	更新内容			13.41		
				機械設備、管路	機械設備	
桂地区	水源～導水管			0.40	112.15	
	浄水・配水施設				22.55	
	送配水管			0.40	1.20	
	更新内容				88.40	
				機械設備	機械設備、管路	
いこいの村地区	水源～導水管			64.72		
	浄水・配水施設			18.20		
	送配水管			2.30		
	更新内容			44.22		
				機械設備、管路		
各更新年度の更新経費		0.00	0.00	469.90	318.37	144.43

更新年度						合計(百万円)
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
77.24			12.63	10.67	2.22	385.75
						106.97
					2.22	30.93
77.24			12.63	10.67		247.85
管路			管路	管路		
					0.10	92.59
						17.23
					0.10	69.13
						6.23
			44.27			93.91
			44.27			93.91
			機械設備			
					466.73	466.73
					60.01	60.01
					9.30	9.30
					397.42	397.42
					取水、機械、管路	
		0.10			148.60	154.04
					26.93	30.37
		0.10				2.00
					121.67	121.67
			機械設備		管路	
	1.60	3.16			2.60	78.79
		3.16				3.16
	1.60				2.60	56.09
						19.54
	機械設備	取水設備			機械設備	
						37.25
						37.25
67.18	19.89			70.49	2.10	185.26
18.40				1.23		23.88
2.00				2.00	2.10	27.45
46.79	19.89			67.26		133.94
取水、機械、管路	管路			取水、機械、管路	機械設備	
			2.40			48.67
						32.46
			2.40			2.80
						13.41
			機械設備			
			3.13			115.68
						22.55
			3.13			4.73
						88.40
			配水池、機械設備			
		0.10	0.10			64.92
						18.20
		0.10	0.10			2.50
						44.22
			機械設備	機械設備		
144.43	21.49	3.36	62.53	81.16	622.35	1,723.59

### (3) 下水道管理センター

#### 9-4. 中長期計画

計画期間以降の実施となる設備に対し、中長期計画を策定する。年度別事業費は、今回調査した健全度及び経過年数、設備群を考慮し算出した。土木資産の健全は高くH37年に防食塗装の改築を予定している以外は、H31年以降に費用が集中する。建築施設に関しては第2期計画で屋根仕上げ外装が更新時期を迎えることから、費用がかさむと予測される。機械設備についても第2期計画で、汚泥脱水機、スクリーン設備、反応タンク設備の改築が予想されるため、費用が集中している。電気設備については、本計画では比較的耐用年数が短いものだけが更新されるため、その他の設備は第2期計画に費用が集中し、H31年以降では、2サイクル目の改築も想定される。次ページに中長期スケジュール表を示す。

	1	2	3	4	5	6	7	8
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
和暦	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
経過	15	16	17	18	19	20	21	22
計画期間	第1期長寿命化計画期間							
建設工事		【電気設備工事その1】 ・制御電源設備 ・負荷設備(VVVF) ・監視制御設備(CRT、非常通報装置)		【建築工事その1】 ・建築電気(消火災害設備)  【電気設備工事その2】 ・計測設備				
実施設計	【建築】  【電気】							【機械】  【電気】
長寿命化計画策定						【第2期計画】		
事業費(百万円)	土木	-	-	-	-	-	-	-
	建築	-	-	-	-	-	-	-
	建機	-	-	-	-	-	-	-
	建電	-	-	1	-	-	-	-
	機械	-	-	-	-	-	-	-
	電気		31	75				
	合計	-	106	17	-	-	-	-
	設計	4	-	1	-	-	-	13
	計画	-	-	-	-	-	4	3
	小計	4	31	77	17	-	4	13
諸経費	1	5	12	3	-	1	1	
合計	5	36	89	20	-	5	4	
計画期間	150							



## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1 計画期間

計画期間は、2017(平成 29)年度から 2026(平成 38)年度までの 10 年間とします。

人口減少が見込まれる状況下での整備更新にあたっては、公共施設等の利用期間の長さから、より長期的な視点・計画で、統廃合等により施設数・面積等を減らしていく取り組みが求められるところです。

本町においては、人口ビジョンより今後の人口は維持・微増による推計となっているところでありますが、昨今の社会情勢、地方行財政を取り巻く状況の変化の激しさを鑑み、本計画期間を国が示す最短の10年間とし、今後の人口推移や情勢の変化、また、上位・関連計画の改定などに応じて見直しを行い、状況に応じた公共施設等の最適化配置の検討をしていくこととします。

### 2 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

#### (1) 公共施設マネジメント体制と情報共有

公共施設マネジメントに当たっては、庁内会議規程に基づく経営会議などを通じて、適宜、方向性を検討します。また、今後の施設整備計画や財政見通しについて、職員間の情報共有を図り、全庁的な議論・取り組みを図っていきます。

#### (2) 情報の管理

固定資産台帳・財産台帳を一元的な情報データとして活用するものとして、修繕履歴や建て替え等に関する情報を更新していくこととします。

### 3 ニセコ町の公共施設等の課題

#### (1) 公共施設等の修繕・更新等への対応

本町の公共施設等の全体的な老朽化の進行あたり、特に改修・更新費用の短期的集中によっては、財政運営や他の行政サービス(機能)に影響を及ぼす可能性が予想されます。

このような中、健全な財政運営を維持するためには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の整備更新、最適化の取り組みを行う必要があります。

また、公共施設等の情報を、一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

## (2) 二セコ町自治創生総合戦略への対応

平成27年度に策定した「人口ビジョン」においては、子育て世代の転入や外国人の移住により、社会的な人口の増加が見込まれています。さらには、2025(平成37)年までの間に500人分の住宅整備を図っていくこととしており、子育て世代のニーズ対応した環境の整備などの検討が必要となっています。

一方では、2030(平成42)年以降、高齢化率は30%以上となります。また、2020(平成32)年以降、生産人口割合は60%を切り、その後も低下傾向になると想定しています。そのため、このような人口構成の変化に伴う、適正な公共施設等の規模や配置を検討していく必要があります。

また、地域の特性(超高齢集落なども)や町民ニーズの変化に応じた公共施設等の適正な配置や管理・運営を検討していく必要があります。

前述の「人口ビジョンによる公共施設等の整備更新方針のポイント」を踏まえた対応が求められます。

## (3) 健全財政維持のための対応

近年、町税収入については、堅調な増加傾向が続いているものの、今後、長期的には生産(労働)人口の減少に伴い町税収入等への影響や町内経済活動の鈍化などが予想されることに加えて、高齢化の進行に伴う扶助費等の義務的経費が増加することが予測され、公共施設等の維持管理のためには着実な財源確保が必要となります。

こうした財政状況を踏まえながら、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが非常に重要となります。

また、民間企業との連携や、町民との協働も視野に入れながら、事業の効率化や維持管理費の削減に取り組む必要があります。

# 4 公共施設の管理に関する基本的な考え方

## (1) 公共施設等(建築物)の維持管理の方針

公共施設(建築物)の維持管理及び改修・更新は、建設時から経過した年月によって、その対処方法が異なります。

第一に、適正な時期に適正な維持補修費の計上により、施設としてのライフサイクルコストの縮小に努めます。その上で、施設ごとに点検・診断、耐震化、改修・修繕、長寿命化、更新の実施方針を整理します。

なお、建築物以外の屋外施設についても、適切な点検・診断等により効率的な維持管理に努めます。

また、現在委託及び指定管理団体による運営を行う施設が増えているため、利用者だけでなく、委託者及び指定管理団体との協議により、必要な維持管理や修繕を行い、施設の機能が十分に発揮されるよう適正な維持管理に努めます。

## (2) インフラ系施設の維持管理の方針

インフラ系施設は町づくりの基盤となるものであり、利用者に対しては安全性確保や安定した供給・処理が行われることが重要です。そのため、適切な点検・診断を行い、必要な措置を行うとともに、その結果から得られた施設の状態等を記録し、次の点検・診断に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築により効率的な維持管理、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

## (3) 安全確保の実施方針

町民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等については、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を実際に発揮し続けることが大前提となっています。

これまでは劣化や損傷が起きてからの対応が中心でした。今後は、予防的修繕を積極的に実施し、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的・長期的に提供します。

そのほか、すでに用途廃止した施設や利用率の低い施設について、今後も利用が見込まれず、かつ、老朽化している場合には、周辺環境への影響を考慮し、取り壊しするなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。同様に、看板や屋外広告物等についても、施設の老朽化や掲載情報の鮮度、今後の利活用の見込み等から、必要に応じて撤去・取り壊しによる対策を講じます。

## (4) 長寿命化の実施方針

今後も保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。全庁的な観点から、個別計画と整合を図りながら、公共施設マネジメント全体として推進していきます。

また、今後新たに策定・改定する長寿命化計画等の個別計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図るものとし、併せて公共施設等総合管理計画自体の見直しも図っていきます。

## (5) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況や老朽化等を踏まえ、公共施設等の統合や廃止等の方向性を検討します。方向性の検討にあたっては、単に施設の必要性の有無だけで判断するのではなく、施設で行われている事業(サービス)の必要性等とあわせて検討を行う必要があります。

実際の統合や廃止(取り壊し)までの決定については、町民ニーズの把握や個別評価を行うなど、現状評価と今後の見込みを踏まえ、十分な議論ののちに行います。

## (6) 建築物の耐震化に関する基本的な考え方

2007(平成 19)年度及び 2016(平成 28)年度の耐震促進化計画に基づき、耐震化への対応を実施します。

新耐震化基準によって建築された公共施設については、施設の機能維持が図られるよう定期点検や修繕による予防保全及び計画的な機能改善に努め、施設の長寿命化を推進します。

なお、2016(平成 28)年度時点の多数利用建築物は民間建築物も含め 30 棟あり、そのうち 4 棟の耐震性が不十分となっています。国や道計画との整合性を図り、2020(平成 32)年度における住宅及び多数利用建築物

の目標耐震化率は 95%と定め、より一層の耐震化の促進に取り組みます。施設の設置目的や利用度、老朽化度合、耐震化対策に係るコストなどを勘案し、中長期の整備方針を検討します。

#### ■多数利用建築物のうち公共建築物一覧(参考)

	用途	名称	面積合計 m <sup>2</sup>	階数	所在 字	建築完成年	備考
S56 以前	庁舎	庁舎	1,309	3	富士見	昭和 42 年	
	学校	ニセコ小学校	4,468	3	富士見	昭和 57 年	耐震改修済 (H22)
	その他	総合体育館	2,575	2	富士見	昭和 55 年	耐震改修済 (H24)
S57 以降	学校	ニセコ高校(校舎)	3,982	3	富士見	平成 3 年	
		ニセコ中学校	4,011	3	富士見	平成 17 年	
		近藤小学校	1,208	2	近藤	平成 4 年	
	公営住宅	コーポ有島A棟	1,078	4	有島	平成 2 年	1 棟 24 戸
		コーポ有島B棟	1,078	4	有島	平成 2 年	1 棟 24 戸
		中央団地(駅前西棟)	1,186	4	中央通	平成 2 年	1 棟 12 戸
		中央団地(駅前東棟)	1,207	4	中央通	平成 2 年	1 棟 12 戸
		望羊団地A棟	1,171	4	有島	平成 4 年	1 棟 12 戸
		望羊団地B棟	1,171	4	有島	平成 5 年	1 棟 12 戸
		望羊団地E棟	1,222	4	有島	平成 5 年	1 棟 12 戸
		望羊団地F棟	1,279	4	有島	平成 6 年	1 棟 12 戸
		本通A団地2号棟	1,803	3	本通	平成 13 年	2 棟 16 戸
		本通A団地3号棟	1,803	3	本通	平成 14 年	2 棟 16 戸

※H29.1月 ニセコ町耐震促進計画より

#### 《今後耐震化が必要な公共建築物とその対応予定》

- ・役場庁舎:2020(平成 32)年度までの整備検討。防災センターも合わせて検討
- ・ニセコ高校体育館:2018(平成 30)年度に耐震化改修予定
- ・西富町民センター:2018(平成 30)年度に整備予定

### (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理は、各部署との連携協力により全庁的に推進します。  
総合的かつ計画的な管理を実現するために、以下の点について進めます。

#### ①職員一人ひとりの意識向上

公共施設等総合管理計画を推進するためには、職員一人ひとりが計画内容等を理解することが重要です。そのため、全職員に対して計画内容及び今後の施設整備計画や財政見直しなどの情報共有を図り、長期的・戦略的な公共施設等の整備更新方針の理解促進と公共施設等の予防型維持管理や修繕・運営に関するコストの考え方に対する意識向上などに努めます。

## ②民間活用の検討

公共施設等の更新等については、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効な場合もあることから、必要に応じてPFI等の活用を検討します。

PFI等の推進には、公共施設等の現況などを広く公開していくことが求められ関連情報の提供に努めます。

※PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ):公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

## ③住民・議会との情報共有

公共施設等の更新や配置は、まちづくりのあり方にも深く関係するものであることから、住民及び議会への十分な情報提供等を行うよう努めます。特に、個別施設の事業展開(新築・更新・統廃合など)段階では、住民や議会に対して十分な説明や意見交換等による議論の場を設け、合意形成に努めたうえで事業を実施します。

## ④地方公会計制度(財務書類)との連携

平成27年1月23日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、固定資産台帳を整備・更新し補助簿として活用することが求められているため、この固定資産台帳の関連情報を、公共施設等の管理運営や更新に役立て、地方公会計制度と一体で推進とします。

## 5 フォローアップの実施方針(公共施設等総合管理計画の見直しの実施方針)

この計画の内容については、既存の各長寿命化計画の改定や今後新たに策定する個別の長寿命化計画等内容をはじめ、人口推移や社会経済情勢の変化などを踏まえ必要に応じ見直しを行います。

また、公共施設等の建設や統合、廃止(取り壊し)等の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

## 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 1 ニセコ町公共施設等マネジメント方針

ニセコ町の今後 10 年間の公共施設等マネジメント方針は以下の通りとします。

#### —ニセコ町公共施設等マネジメント方針—

##### ①現状施設の維持・総量確保を基本とした施設の長寿命化

##### ②予防保全型維持管理によるライフサイクルコストの縮小や安全対策の実施

ニセコ町人口ビジョンによる長期的な人口推移をもとに、総量としての施設数・規模等については、基本的に現状を維持継続していきます。そのうえで、個別施設毎にその状況に応じて、統廃合や民営化、売却といった以下の検討も進めていきます。

また、消防広域化にみられる広域的な対応、隣接する町村の人口推移なども踏まえた広域的な連携での施設利用なども検討していきます。

なお、施設の老朽化により安全や耐震上、問題があると判断される場合は、利用状況や施設の重要度等を勘案し、以下の検討のうえ、早急な対応を図ります。

- ①廃止：利用されていない施設、不要な施設・危険施設は機能を停止する。
- ②統合：同一用途の複数の施設を1か所の施設に統合する。
- ③複合化：異なる機能を一施設に複合する。
- ④規模縮小：一部取り壊しや更新時に規模を縮小する。
- ⑤用途変更：利用度の低い施設は、ニーズにあった用途に変更して有効活用をはかる。
- ⑥賃貸：未利用施設は、貸付けるなどして利活用をはかる。
- ⑦民営化：施設の管理運営を民間のノウハウを活用して、サービス向上、利用者増をはかる。
- ⑧売却：未利用施設は、売却するなどして利活用をはかる。

財政運営の健全性確保のため、以下の見込み・取り組みのほか、多角複合的な対策の展開により、財源確保を図っていきます。

- ①人口増や農業・観光等の整備開発に伴う税収増
- ②時々の国の施策・制度の有効活用
- ③過疎対策事業債や辺地対策事業債など財政措置のある地方債の活用
- ④受益者負担の適正化による使用料・手数料や上下水道の料金体系の見直しの検討
- ⑤観光や環境に充当する新たな目的税の検討
- ⑥ニセコ町らしい新たな視点を加え、制度を見直したうえでふるさとづくり寄付制度の検討
- ⑦行政事務・事業の効率化
- ⑧中・長期的視点での投資的事業の展開による、地方債残高・公債費の計画的な圧縮
- ⑨域外への資金・人材の流出を抑制した域内循環、地域経済循環の確立
- ⑩「町民主体のまちづくり」のさらなる推進、外部人材も含めた主体的な地域課題解決の実践

## 2 今後の主な予定事業

計画期間内に予定されている主な投資的事業は、以下のとおりとなっています。  
これらに基づき、類型ごとの管理方針を策定します。

(単位:百万円)

事業名	事業概要 (検討中含む)	想定 事業期間	概算 事業費
役場庁舎整備	庁舎建替、防災センターと併せ整備方法検討	H32 まで	2,000
防災センター整備	防災拠点施設整備、庁舎と併せて整備方法検討		
西富町民センター整備	センター建替	H30	60
火葬場(ニセコ斎場)改修	給排水施設整備、休憩室拡張、火葬炉機能向上など	H28-29	100
道の駅ニセコビュープラザ再整備	フリースペース棟(農産物直売スペース)拡張、トイレ拡張など	H30-31	220
羊蹄近藤連絡線歩道整備	歩道整備、舗装改良	毎年度	平均 20/年
町道改良舗装	歩道整備、舗装改良、排水整備など	毎年度	平均 20/年
橋りょう長寿命化改修	劣化部改修、予防的修繕、点検調査など	毎年度	平均 30/年
公営住宅長寿命化	既存住宅の総合改善	毎年度	平均 30/年
公営住宅新築	ミスマッチ解消用住宅整備	H32	210
近藤小学校改修	校舎改修・教室不足対応、体育館改修	H28-31	170
ニセコ高校体育館耐震改修	耐震改修など	H29-30	250
水道施設・水道管更新	劣化改修、耐震化など	毎年度	20/年
下水道管理センター長寿命化改修	電気設備改修、機械設備改修(電気設備のみ)	H27-29	120
国営緊急農地再編整備事業	国事業、ニセコ町全域の農地基盤整備 1,490ha	H26-35	19,370
駅前温泉綺羅乃湯改修	設備機器更新、劣化改修、長寿命化改修など	未定	未定
堆肥センター改修	設備機器更新、劣化改修、長寿命化改修など	未定	未定
特別養護老人ホーム再整備	社会福祉法人事業(予定)、整備方針検討	未定	未定
し尿処理施設更新	羊蹄山麓衛生組合事業	未定	未定
ニセコ消防庁舎整備	庁舎建替、消防広域化の方針も踏まえ検討	未定	未定
プール機能向上整備	大規模修繕、改修整備方針検討	未定	未定
旧宮田小学校再活用	再活用方針検討	未定	未定

### 3 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針

#### （1）庁舎等行政関連施設・消防

役場庁舎及び消防庁舎ともに老朽化が進んでいることから、必要な維持管理に努めるとともに、行政機能、救急防災機能等を維持・向上する観点から、今後の整備に向けた検討を進めます。

特に、役場庁舎整備については、2011（平成 23）年度の耐震調査以降、基本構想や基本設計を進め事業計画の熟度向上と財源検討を図ってきました。このほど熊本地震をうけ、国から庁舎整備に係る新たな財政支援制度が示されたことから、これまで積み上げてきた検討成果をもとに、新制度の条件である平成32年度までの整備（防災センター含む）に向け取組みを進めることとしています。

また、消防庁舎については、上記の役場庁舎の検討を踏まえ、消防広域化の方針・取組み見極めながら検討を行っていくこととしています。

#### （2）子育て支援施設・学校教育施設

子育てや学校施設については、近年、重点的に整備を行い、その環境充実を図ってきました。今後も子どもの数や子育て世代のニーズに対応して取り組んでいきます。各施設について、地域の実情と将来の人口推移を踏まえ機能の充実を図るとともに、施設の長寿命化により現状を維持・継続するものとします。

また、北海道ニセコ高等学校についても、新しい時代を担う農業人と、農の心と自然環境を知る新しい観光産業人を育成するための教育充実に対応した施設等（寄宿舍含む）の改修等の検討を行います。

そのほか、学校給食センターでは衛生面に考慮した維持管理や予防型維持管理を継続します。

#### （3）公営住宅・教職員住宅

公営住宅は、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」や「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化に関する対策を計画的に実施するとともに、見直しを定期的に行い、既存住宅施設を有効に活用した適正な管理戸数・住宅規模による計画的な整備を進めます。そのほか、住宅のミスマッチ解消とした新規の町営住宅の建設の検討を行います。

また、教職員住宅は、利用状況等から適正な管理戸数を見据えて、必要な維持管理や修繕を進めます。

#### （4）産業・観光関連施設

基本的に予防保全の観点から点検強化と修繕を実施し、長寿命化に努めます。また、利用ニーズや人口推移等の状況に応じて、施設の拡張・機能向上のほか、適正な維持管理や配置を検討します。

具体的には、道の駅「ニセコビュープラザ」の機能のさらなる充実や「ニセコ中央倉庫群」の活用促進に向けた整備、駅前温泉「綺羅乃湯」の施設設備等の更新、町営牧場や堆肥センターの適正な維持管理を行います。

また、現在委託及び指定管理団体による運営を行う施設が増えているため、利用者だけでなく、委託者及び指定管理団体との連携協議により、必要な維持管理や修繕を行い、施設の機能が十分に発揮されるよう適正な維持管理に努めます。

### （５）地域コミュニティ施設

各地域に設置されている地域コミュニティ施設・集会施設に関しては、地域住民との連携協議により適正な維持管理に努めます。また、これらを更新する場合は、地域活動の拠点施設として役割の高まりによる機能強化のほか、地域情勢に応じては基幹施設への集約や統廃合なども視野に入れ検討します。

### （６）社会教育施設・スポーツ施設

社会教育・スポーツ施設については、老朽化と利用者ニーズを考慮した、機能統合、大規模修繕などを検討します。

有島記念館については、ニセコ町の文化・芸術の要であり更なる魅力の向上や文化の発信基地として、整備・機能向上を検討します。なお、その際は周辺の有島公園を含む有島エリアを文化・芸術エリアとして一体的に捉え、面的な整備を検討します。

### （７）その他施設

その他施設については、総合計画実施計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

## 4 インフラ系施設の管理に関する基本方針

道路、橋りょう等インフラ系施設については、個別に定める長寿命化計画等にしながら維持管理、修繕、更新等を進めます。

### (1) 道路・橋りょう

町道については、幹線道路網の維持整備と生活に密着した一般道の維持修繕管理に努めます。

幹線町道、橋りょうや道路付帯施設の定期点検を行うことにより、第三者被害を未然に防ぎ、長寿命化修繕計画等に基づいた補修補強に努めます。また、冬期間の安全な交通確保に努めるとともに、暴風雪の際は各道路管理者と連携するなど、より安全性の高い管理体制を構築します。

林道は、施業を支える重要施設として整備に努めていきます。

### (2) 公園（構造物）

日常的な清掃と公園遊具等の定期的な点検を実施し、利用者の快適性と安全に配慮した管理体制の維持に努めます。

### (3) 簡易水道・下水道

上下水道事業については、総務省が示すガイドラインの指針に沿って、資金の適正かつ効率的な管理等に留意しながら、経営戦略を策定し、経営の健全化に努め、住民の生活環境向上に努めます。

また、簡易水道事業については水道ビジョン(水道施設更新計画)、公共下水道については長寿命化計画等に基づいた計画的な施設更新に努めます。

農業集落排水事業については、隣接する蘭越町と広域で事業を展開していることから、蘭越町と連携して取り組みを進めます。

### (4) 農業関連施設、農地再編事業

農道・林道等は、農林業振興の中核施設として整備してきました。今後は、ライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みや保管理体制を構築し、長寿命化や老朽化対策を図ります。

また農地については、現在、国営緊急農地再編整備事業により大規模な整備が進められています。今後も、国営事業の着実な推進に努めます。

二七〇町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

二七〇町総務課

〒048-1595 北海道虻田郡二七〇町字富士見 47 番地